

第43回宍粟市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成23年9月15日（木曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 9月15日 午前9時30分宣告（第3日）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

出席議員（20名）

1番 岸本義明 議員	2番 寄川靖宏 議員
3番 木藤幹雄 議員	4番 秋田裕三 議員
5番 東豊俊 議員	6番 福嶋齊 議員
7番 伊藤一郎 議員	8番 岩露昭美 議員
9番 藤原正憲 議員	10番 大倉澄子 議員
11番 實友勉 議員	12番 高山政信 議員
13番 山下由美 議員	14番 岡前治生 議員
15番 山根昇 議員	16番 小林健志 議員
17番 大上正司 議員	18番 西本諭 議員
19番 岡崎久和 議員	20番 岡田初雄 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 畑中正之 君	書	記 榎谷米男 君
書記 原田渉 君	書	記 松原よしみ 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	田路勝君	副市長	岩崎良樹君
教育委員会委員長	上山まさゑ君	教育長	小倉庸永君
会計管理者	釜田道夫君	一宮市民局長	西山大作君
波賀市民局長	上田学君	千種市民局長	秋武賢是君
まちづくり推進部長	伊藤次郎君	総務部長	清水弘和君
市民生活部長	岸本年生君	健康福祉部長	杉尾克君
産業部長	平野安雄君	農業委員会事務局長	藤原卓郎君
土木部長	神名博信君	土木部次長	前川計雄君
水道部長	米山芳博君	教育委員会教育部長	福元晶三君
総合病院事務部長	広本栄三君	消防本部消防長	幸島幸博君

(午前9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） おはようございます。

あらかじめ御報告を申し上げたいと思います。本日、寄川靖宏議員より、本会議を早退する旨、届けが提出されておりますので、報告をいたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

報告いたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、本日の一般質問の説明員としてお手元に配付しております議長あて通知書写しのとおり出席通知がありましたので、御報告いたします。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（岡田初雄君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許可します。

8番 岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） 8番、岩露でございます。本日は主として千種中学校区における幼保一元化問題を中心に、市教育行政のあり方について質問をいたします。本来ならば敬意を表して一般質問の最初には市長に向けて質問するんでございますけれども、おいでいただいております教育委員長とのやりとり等をお聞きになった後で質問するのがいいんじゃないかと、こういうように思いましたので、どうぞ気を悪くなさらないでください。

さて、当件につきましては、幼児教育、子育て支援という市政の主要課題として多くの議論がなされてまいりました。しかるに、当問題に対する数々の混乱、特に民意と大きく乖離、議会軽視につながる協議不足等を見るにつけ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に明確に定められた基本事項をないがしろにした行政が本市ではまかり通っているのではないか。すなわち、教育長を初め事務局が教育行政の最高意志決定機関や教育委員長の指揮監督権を軽視、あるいは無視した越権・逸脱行為が横行している。かつてし尿券の不正を生んだ管理監督者の緩み、法律法規に基づく基本を軽視した状況を思い起こさせるのであります。

今日までの教育長との数々のしょぼいやりとりを通じ、その点を大変憂慮いたしましたので、本日はまことに御苦勞さまでございますけれども、教育行政のトップである上山委員長にお出ましを願ったわけでございますので、どうぞよろしく議会

審議に御協力をいただきたいと思ひます。

さて、上山委員長に端的にお尋ねをいたします。

先ごろ、千種中学校区の幼保一元化構想について、反対・見直しを強く求める住民の要望書が1,800人余の署名の写しとともに委員長のお手元に届けられました。委員会ではこの要望書をどのように受けとめられ、どのような決定をされましたか。教育委員会の対応について、お尋ねをいたします。

次に、当構想は現在の公立千種幼稚園の廃止と民営化がセットになっております。地域のあり方にも直結いたしますこの重要事項を、教育委員会は何年何月何日に機関決定をされましたか。住民、関係者はもとより、我々にも明らかにされておられませんので、機関決定の有無、その日時公表をお願いしたいと思ひます。

3点目は、幼保一元化協議会という組織の設置を地区住民関係者の合意がたとえなくても、早急に立ち上げるという強硬な方針を事務局が説明会で明言をいたしました。この強硬な方針を教育委員会が決定された年月日をお知らせください。

次に、平成23年度予算案に計上された幼保一元化事業推進1億800万円の大部分は施設整備費であり、いきなり施設工事を先行させ、1年後に民営化こども園を開所し、公立幼稚園を廃止するという実に乱暴な教育行政は、地域住民を混乱に巻き込み、議会も困難な対処をさせられました。地方教育行政の組織及び管理に関する法律第26条及び第29条では、教育長レベルではなし得ない、市長及び教育委員会の意見の申し出と意見聴取の義務づけが定められておると理解しております。予算案の計上に際し、教育委員会はどのような申し出をされ、市長の意見聴取の手順が踏まれましたのか。あらかじめ求めておりますように、資料に基づき、予算計上に至った経過説明をお願いいたします。

次に、公立幼稚園廃止後の受け皿施設と位置づけられている杉の子保育園の運営管理の現状を把握するべく、基本となる資料請求を議長を通じ行いましたところ、それらの資料が全くないとの回答がなされました。基本調査、資料も皆無という状態で杉の子保育園が公立幼稚園に変わる運営管理法人であると判定されたことは、驚きの一語に尽きます。杉の子保育園はこのような施設で、このような運営実態であるという情報開示が一切ない、示されないのは実に不正常的なものであります。教育委員長の見解はどうですか。

以上、お尋ねしたいことは多々ありますが、以上をもって、教育委員長に対する1回目の質問といたします。端的な御答弁を期待しております。

次に、市長に1回目の質問を行います。

本市の最高機関として、自治基本条例の制定を市長は指導されました。この基本条例の理念、定めを踏まえ、先ごろ市長のお手元に千種中学校区における幼保一元化に対する反対見直しの署名の写し1,800人とともに要望書が届けられましたが、どのように受けとめておられますか。独立行政法人とはいえ、本市行政の統括最高責任者として、今回の地区住民の60%超の署名とともに出された要望は看過できない事態、あえて事態と申します。市長は教育委員会とどう向き合っていられるのかをお尋ねするものでございます。

それから、大変失礼しました。その前に、市長に対する通告の一つ目を飛ばしましたので、改めて質問をいたします。

市長はさきの選挙公約において、今の市は住民が見えていない、住民目線の行政に戻すと約束をされました。市長は今、市政執行の頂点に立っておられます。市政執行上における民意という概念をどのように考えておられますか。所見を伺いたいと思います。

最後に、産業部長にお尋ねをいたします。本市の国際森林年の記念事業に鋭意取り組んでおられます。その具体化に当たり、市長を通して市民からの提案がありましたチェーンソーアートの第一人者、城所ケイジ氏とのタイアップ策についての検討は、その後、どうなっておるのでありましょうか。城所氏の協力なくしては実現しないアイデア、プランでありますけれども、単にイベントに招くといった一過性の着想ではなく、広く世界を舞台に活躍中の城所氏を動くPR媒体として、宍粟、あるいはしそ森林王国アピールに協力していただいたらどうかという、城所氏と交流のある市民の提案であります。成否はともかく、その後の経過報告は提案者に対する大切な宍粟市の姿勢であると思い、所管される産業部長にその後の経緯をお尋ねをする次第でございます。

以上をもって、第1回目の質問といたします。

○議長（岡田初雄君） 岩露昭美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。先にやってください。

○市長（田路 勝君） よろしいんですか。

おはようございます。引き続き、御苦労さまでございます。

それでは、先ほど委員長のほうからということでありましたが、議長のほうから私のほうが先ということですので、お答えをしたいと思います。

まず、市政執行上の民意についての御質問でございますが、私は就任以来、一貫して市民に開かれた行政、市民とともに歩む行政、市民目線の行政、これをまちづ

くりの基本方針として市政運営に当たっているところであり、このことは、地域課題はそこに生活する市民の意見を聞くことから見えてくるものであり、その状況を分析し、施策に反映することが行政の役割とっております。また、市民意見をよくしんしゃくし、その方向性を判断する場合、市民の責任に基づく意見であるかどうか、こういったことも見きわめが必要であると思っております。さらに、自治基本条例の中で、市民参画の推進を規定しており、審議会やふれあいミーティング、行政懇談会、市政モニター、パブリックコメント等、あらゆる機会を通して民意をくみ上げる仕組みを保障しているところであり、

このたび、千種地区の住民の皆さんから、宍粟市立千種幼稚園の存続・移転立地に関する要望書が提出されております。この幼保一元化につきましての経過等については、私よりもむしろ議員のほうがよく御存じかも知れませんが、平成18年度に宍粟市におきましては、宍粟市少子化対策推進本部を設置をいたしました。いろいろ検討をしてきたところであり、6月には国において就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律というものが制定をされまして、いわゆる幼稚園と保育所を一元化する認定こども園制度をスタートさせたところであり、宍粟市におきましても、そうしたことを踏まえながら、地域の子ども、集団の小規模化や、あるいは幼稚園、就園率の低下、こういった現状等を踏まえまして、就学前の子どもの教育・保育のあり方検討懇談会が開催をされているところであり、これには幼稚園長、幼稚園保護者代表、保育所長、保育所保護者代表、こういった皆さんで、そうした会議が行われてきたところであり、

なお、平成19年には就学前の子どもの教育と保育のあり方検討プロジェクト会議ということで、幼保一元化プロジェクト会議というものを設置をいたしました。市内の幼稚園、あるいは保育所の現状、子どもの状況を踏まえて、よりよい子どもへの教育と保育のあり方について検討をしてきたところでございますし、学校・園所のあり方検討会議というものも設立をして、そうしたところに諮って、いろいろ検討をされてきたところであり、また、教育懇談会の開催が平成19年度にも行われておりまして、こういったこと、そしてまた教育に係る調査が平成20年1月に行われております。また、それとあわせて平成20年の1月には、有識者からなる懇談会が設置をされました。3月にはそうした提言が出されているところであり、

そういう中で、それらを踏まえて平成21年8月に市の方針が決定をされ、その後いろいろ説明会、あるいはそうした行動がとられている。このことについては議員もよく御承知でございますし、こうした宍粟市の大きな一つの政策というものを踏

まえるとともに、私自身も旧町において、平成15年ぐらいだったと思いますが、こうした議論があちこちで出始めたところでもあります。そういうことから、幼稚園の保護者にとっては何とか2時とか12時でなしに夕方までお願いできんかという声も出てまいりました。あるいは保育所においても、5時まででなしに、6時、7時ごろまでお願いできないかと、こんなことも多くの声が出てまいりまして、こうしたことをやらなければならないなということで、実際にその用地も購入をしてきたところでもあります。今現在においてはそうした規模とかいろんなことで、その用地が適切かどうかはわかりませんが、私自身も旧町においてそういう取り組みをしてきております。

そういうことで、子どもたちの健やかな成長のためには就学前の子どものよりよい教育・保育環境の構築に向けた幼保一元化は必要であるというふうに考えておるところでございます。

そういう中で、教育委員会との関係はということではありますが、御承知のように、教育委員会の役割というのは地方自治法上の独立した行政機関であるということは御承知のとおりでございます。そういう中でありますが、大きな課題でありますので、教育委員会の事務局に対してはいろいろ要望も出てきておるが、今後も引き続き皆さんとよく話し合いをするようにという指示も既にしているところでもあります。

また、この民意ということについて少しお話をさせていただければというふうに思いますが、いろんな書物等については岩薮議員、非常に詳しい方でございますので既に御存じかと思いますが、「輿論と世論」という本が出ております。「輿論」というのは旧の漢字の与えるという字、「輿論」。それから今、「よろん」とも「せろん」どちらでも読めますが、いわゆる世界の「世」という「世論」。この本の中に、今の日本に必要なのは空気より意見、いわゆる世論より輿論なのだという本でございます。これはいわばこの輿論というのはパブリックオピニオン、いわゆる公の意見というふうに言われておりますが、世論というのはポピュラーセンチメンタル、大衆的な感情、こういうことで昔は区別がされておったところですが、今、それはどっちがどっちともとれなくなっているところでもあります。果たして、今の日本の世論は世論と輿論、どちらに近いのだろうか。真っ当な論理よりも、いわゆる世間の空気が国の政治を動かしているとは言えないだろうか。輿論に迎合し、世論を無批判に報じることで、付和雷同の世論を拡大再生産しているメディアの責任は重い、著者は世論から自立した輿論を立ち上げることが新聞の使命だと言う。国民の8割が反対、あるいは賛成という世論調査が報じられているとき、果たしてそ

れが輿論なのか世論なのかを考えることは、民意を読み取る力となっていくだろうと。こういう本が出ておるわけでごさいますて、民意という一つの見方という形で、参考ということでお聞きをいただいたらと思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会委員長、上山まさるさん。

○教育委員会委員長（上山まさる君） それでは、岩薮議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

第1点目でございますが、千種中学校区における幼保一元化構想の反対、あるいは見直しの要望書が1,800人余りの署名とともに提出をされました。教育委員会はどのように受けとめ、どのような決定をしたかについてであります。それについてお答えをしたいと思います。

平成23年8月23日の第5回の教育委員会におきまして、事務局より要望書の提出について、丁寧な説明を受けました。要望書が出されたこと、提出されたことを真摯に受けとめまして、今後ともより一層丁寧な説明に努力するということに決定をいたしました。

2点目のことでございますが、公立幼稚園の廃止と民営化という重要事項を委員会はいつ機関決定したかという御質問につきましては、平成21年8月5日、幼保一元化推進計画策定について、平成21年9月30日の第6回教育委員会において、説明と報告を受けました。宍粟市における今後の幼稚園教育の方針について定めるべく、第7回教育委員会で十分に協議をし、最終的に平成21年12月3日、第8回教育委員会におきまして、宍粟市における今後の幼稚園教育の方針について承認をいたしました。その中では、8月に策定されました幼保一元化推進計画を踏まえた方向性についても協議をいたしました。また、平成22年3月24日、第11回教育委員会においては、新年度における組織改編に伴う事務委任協議のうち、市長部局福祉部所管における保育所業務や幼保一元化の推進などについて、教育委員会として事務を受任することを決定しております。

続きまして、第3点目につきまして、幼保一元化協議会の設置につきましては、これまでの協議の経過を踏まえ、平成23年2月22日に宍粟市幼保一元化地区別協議会規則を制定いたしております。

それから、第4点目でございますが、平成23年度の幼保一元化に係る予算計上の御質問について、お答えをしたいと思います。

平成23年1月の教育委員会におきまして、こども園の設置に向けた施設設備の予

算編成の予定の説明を聞きました。2月の教育委員会において、新年度の主要事業の説明の中で、杉の子保育園へのこども園設置計画と予算計上について、詳しく説明を受けたところでございます。

第5点目、運営主体を杉の子保育園とした根拠について御質問がありましたことについてですが、杉の子保育園のこれまで長年培ってこられました18年という経過の中で、認可保育園に係る県の指導監査を受けてこられたことや保育園の卒園児の状況等について、事務局より報告を受け、妥当と判断した次第でございます。

以上、岩路議員さんの御質問にお答えしました。以上です。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩路昭美議員。

○8番（岩路昭美君） 平成23年の予算計上に対する申し出に関する件についての、あらかじめ資料を用意していただいて説明いただきたいということについての答弁が抜けております。

○議長（岡田初雄君） 答弁漏れがあるようでございますのでお願いします。資料を提出してということであったようでございますので、はい。

暫時休憩いたします。

午前 9時59分休憩

午前10時00分再開

○議長（岡田初雄君） 準備され説明されたいということで、提出は意味しておられませんので、御理解いただきたい。

岩路議員、当初に質問がありましたので、とりあえず産業部長に答弁させてから、その後お願いしたいと思います。

それでは改めまして、産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは改めまして、国際森林年記念事業の中での市民から提案のあったチェーンソーアートの活用、その後の経過についての御質問でございまして、お答えをさせていただきたいと思います。

本記念事業につきましては、庁舎内、まちづくり推進部と産業部の中の横断的なチーム編成の中で現在取り組んでおります。国際森林年を宍粟市の森林空間再生元年として位置づけまして、宍粟市の最大の資源であります森を生かし、次世代につないでいくことを最重要課題として市民とともに情報発信をするという中で、特に市のスローガンであります「森とともに生きるまち」を内外にアピールする絶好の機会ととらえまして、既存の事業であります森の見学ツアー、しそく森林王国協賛

事業等々連携する中で行う事業と、さらには防災センターで開催をいたしました「命と木の住まいを守る」それぞれの講演会、さらには優良施業地における記念看板の設置、それから11月中旬にはメイン事業として記念フォーラム等々も今考え、既に実施をしている事業もございます。特に11月中旬には記念フォーラムといたしまして、「市民と森林をつなぐ国際森林年の集い」ということで、現在、国県関係機関と協議、具体的な計画に入っているところでございます。

そのような中で、議員御質問のチェーンソーアーティストの活用につきましては、非常に世界的に有名な方でございますし、また森のよさも理解され、森を生かした情報発信ということにつきましては、やはり宍粟市として、あらゆる角度から御提案のとおり検討をさせていただきたいというふうに考えるところでございます。

なお、提案者への経過の説明、報告等につきましては、ほかにも同様の提案もございました。さらに具体案が最近まで固まっていなかった状況の中で具体的な御返事等もさせていただかなかったという状況でございますが、昨今、骨子案も決まり、それぞれの関係者の方に対しまして、イベントの参加等々について、御協力、御快諾をいただいているというところでございます。

なお、先ほど提案のありましたように、単にイベントの参加にとどまることなしに、やはり今後は、世界的に有名な方でもございます。市外への広報、とにかく媒体につきましては、あらゆる角度から再度総合的に検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） 答弁漏れの件について、この発言時間からちょっと除外していただきます。というのは答えられてない。というのはね、私、こういう質問したわけ。通告書を読んでもらったらわかりますけども、この予算計上に関して、私、言いましたけども、教育委員会で説明を受けたとか何とかというようなことを言われてますけど、この地教法では26条に、教育長に委任してはいけない事務ということを列記してますね。自治法では、また別に予算を伴う、議決を伴う議案については、首長は教育委員会の意見を聴取しなきゃならんという義務づけがあるんですよ。26条に基づく予算に関する申し出を、教育委員会あるいは教育長はいつ市長に対して申し出られましたかということを知りたい。大変ここ、大変な、厳密なところですよ。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 私自身も教育委員でございますので、その立場も含めまして、御説明申し上げます。

まず、予算計上につきましては、先ほど教育委員長が申し上げたとおりでございます。基本的には、予算にかかわることについては当然、市長部局と協議をしていくわけでございます。その協議の中で、先ほど御説明がありましたように、予算編成の基本方針も含めまして、平成23年度の予算としてこういう形で計上するという、そういう旨、いわゆる新年度の予算編成の概要について、第8回の教育委員会のほうで御審議をいただきまして、説明をしておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩路昭美議員。

○8番（岩路昭美君） いやいや、私も教育委員だからと言われたら困るんで、教育長に委任してはいけないという事務がはっきり書いてあるんでね。だから、それに基づいて説明をされたら、予算に関する申し出は教育委員長なりのお名前で、首長にきちっと手順踏まれましたかということを知りたい。書類は残ってるんですか、それをもって説明してくださいと言っている。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 先ほど申し上げましたとおり、平成23年度、この幼保一元化計画だけではありません。宍粟市の、いわゆる平成23年度の教育関係の予算につきましては、すべてこの8回の教育委員会の中で予算編成の概要という形で御説明申し上げました。その後、それぞれ事務局として、市長協議という形で進めていくという、そういうことでございます。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩路昭美議員。

○8番（岩路昭美君） まあね、お聞きしたい点、たくさんありまして、これにかかずにばかりはおられないんですが、教育委員長、真摯に受けとめ、地元説明会をやるようにということを指示したとおっしゃってますね。ところが、具体的な例として、これ、ほかの会合もたくさんあるんですが、一つの例を挙げますと、8月24日に千種で子育て学習会がありましたね。そのときに、幹部の事務局の方が列席されて、ある職員がこういうことを言ってる。「あの請願書の署名は、代筆等の強要がたくさんあった」と。「信憑性が実に薄い代物なのです」ということを幹部がおる席上で、一職員がこういう発言を子育てに集まってられる方々の前でした。これは真摯に受けとめと今言われて、職員に指示したという、委員長の指示と大変格差が大きい。この署名というのは、そういう代物だというのが教育委員会の統一見解でございますか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○8番（岩薮昭美君） 議長、いいですか。

○議長（岡田初雄君） はい。

○8番（岩薮昭美君） 僕は、当初に申しましたように、地教法に定められたいわゆる法令の定めを逸脱・越権行為が教育長を含める事務局にあるんじゃないかということ明らかにしようとしてる。そこなんですよ。だから、何でも教育長が指されて、何でも僕は教育委員だからということではできないということ、地方教育行政に関する組織運営に関する法令にはっきり明記してあるじゃないですか。その中にこれとこれという六つは、教育長に事務を委任してはならないということをはっきり明記してある。そこを逸脱、脱法、違法してる行為が多々あるから、私はこの質問をしてる。教育長が答弁するときには、あるいは教育長と議論するのは常任委員会なりほかの席で幾らでもやりますから、時間がないんですから、そういうしょうばい説明は要らない。教育委員長に確認してます。

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩します。

午前10時10分休憩

午前10時11分再開

○議長（岡田初雄君） それでは、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

教育委員会委員長、上山まさ彦さん。

○教育委員会委員長（上山まさ彦君） 失礼をします。先ほどの署名の件なんです、真摯に受けとめるということには間違いはありません、統一見解ですが、その場に行って、詳しいことについては部長なり教育長が行っておりますので、そのことについてはお答えさせていただきます。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩薮昭美議員。

○8番（岩薮昭美君） そういう個々の問題については常任委員会でも、ほかでもできますから、出席者にどういうことだったかとかぐらい聞けますから、それは結構でございます。そういう統一見解でないということですね。この署名に対して、こういうことでこういう代物なんだというのを幹部がいる席で一職員が言った、住民の前です。そういうことは教育委員会としての姿勢でないということをおっしゃりたいんですね。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会委員長、上山まさ彦さん。

- 教育委員会委員長（上山まさ彦君） はい、そうです。
- 議長（岡田初雄君） 8番、岩薮昭美議員。
- 8番（岩薮昭美君） それから、幼保一元化協議会についてですね、強硬な方針で、地元の住民合意があろうがなかろうが近々に立ち上げると、こういうことをおっしゃいました。それ以前にね、この幼保一元化協議会のことを規則決めたんが平成23年2月22日だと、こうおっしゃってるんですね。この規則は当然委員会でしか決められませんから、それは結構なんですけど、それ以前にこの一元化協議会について、説明会で一般の方々に説明をされたことはございませんね。
- 議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。
- 教育長（小倉庸永君） 全体の、そのいわゆるこのこども園の設置に向けての、当然スケジュールを説明しておるわけでございます。そういう中では説明会の、いわゆるどういう形でこのこども園を設置していくかという、そういう説明会をさせていただく中で、そのスケジュールの中で、このいわゆる方向性が決まる中でこの幼保一元化の地区別協議会を立ち上げるといふ、そういうことにつきましては繰り返し御説明しておるところでございます。
- 議長（岡田初雄君） 8番、岩薮昭美議員。
- 8番（岩薮昭美君） 私が委員長にお尋ねしたのは、この説明会で、スケジュールの中でかどうか知りませんが、事務局の方が皆さん方の反対があろうがなかろうが、もうやりますよと、一元化のための協議会を立ち上げますよという非常に強硬な発言をされた。こういったことがこの請願書の背景にあるんですけども、そういう強硬方針を住民の合意があろうがなかろうが立ち上げるんだという方針は教育委員会の決定ですかということをお聞きしてる。
- 議長（岡田初雄君） 先に委員長お願いします。
- 教育委員会委員長 上山まさ彦さん。
- 教育委員会委員長（上山まさ彦君） 済みません。教育委員会というのは合議制の執行機関でありますので、いろいろな面から広い視野を持って教育行政の基本方針を決定しております。それで、教育長初め事務局においては、教育委員会の指揮監督のもとに教育行政の管理・執行を行っているとは私は認識しております。今回の幼保一元化に係る方向性についても、教育委員会において十分に議論をいたしまして決定しているものであります。
- 議長（岡田初雄君） 教育長の答弁よろしいですか。
- 8番（岩薮昭美君） いいです、いいです。

- 議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。先、答弁、とにかく答弁を。
- 8番（岩路昭美君） 要りません。時間がないです。
- 議長（岡田初雄君） それじゃあ、8番、岩路昭美議員。
- 8番（岩路昭美君） その、教育委員会が合議制、当たり前なんですね。だから会議規則の中で意見が割れた、いろいろ出たときには多数決のとり方も決められますよね、会議規則でね。そうですね。

今そういう通り一遍の答弁をされましたけど、私がちょうどこの請願書が出た後、委員会を傍聴させていただいた。そのときにA委員さんは「地区住民の大多数が反対する中で強引な進め方には反対である」という意見を申された。あるB委員さんは「十分に皆さん方が、事務局が、合意が得られているという報告じゃなかったのかと、その前提に協議会等はいいいという意味のことを言った」という発言をされた。それからC委員さんは「説明会は行政向け説明会に終わってるんじゃないかと。住民がほんとに知りたいこと、わからせるための説明会でなかったら意味がないよ」ということをおっしゃってる。そのとき、教育長は何もおっしゃいませんでしたけど。こういうような意見が出てる中で、私はそれでも、多数決とったらええんですよ。どんな意見が出ておろうが、この一元化は住民の意志にかかわりなく早期に成立するんだと、賛成か反対か出ればいいわけです。そういう合議制という名のもとに言われても困るので、そこの意志の確認はできてなかったと、僕は傍聴した限りには感じたんですが、それでそういう地元の住民が、要するにこのままほっといたらもう、ええようにされるわという不信感の高まりがこの請願の背景にあるということを申し上げた。そういうことを理解されて、委員長が教育委員会として真摯に受けとめるという発言ならば、これは理解できますけど、こういう議論を踏まえながら、依然としてスケジュールの中では進めていくことになってるから進めるんだと言わんばかりの発言は、私は答弁とは思えない。だから、この強硬方針は委員会が決定したんですかということを再度お尋ねします。してないでしょう。

- 議長（岡田初雄君） 教育委員会委員長 上山まさ彦さん。
- 教育委員会委員長（上山まさ彦君） それでは、いろんな意見がございますが、あくまでも合議制の執行機関であり、基本的なことは、基本方針は教育委員会で決定しております。それで、今回の幼保一元化にかかわることについても教育委員会で十分に議論をして、それで決定したものであります。
- 議長（岡田初雄君） 8番、岩路昭美議員。
- 8番（岩路昭美君） その後、改案されて、また教育委員会が行われたのかどうか

は私はわかりませんがね、その幼保一元化協議会を規則に基づいて、住民の、ここが大事なんです、住民の合意がなかろうがあろうがということを現に発言されてるんですね。そういう方針を教育委員会は合議制の上に立って決定したと今おっしゃいましたね、おっしゃったんですね。決定事項ですね。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、御意見の中で、1点確認と言いますか、まず、今、岩路議員さんが合意があろうがなかろうがという、そういう表現をしたという、そういうことについては、我々事務局が説明する中で、少なくともそういう言葉は使ったことはございません。そこを確認をいただきたい。だから意味というのは、いろいろ取り方によってあろうかと思えますけれども、少なくともたくさんの皆さんが聞いておられる中で、合意があろうがなかろうがやるというような表現については一切ございませんので、その部分は御確認いただきたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩路昭美議員。

○8番（岩路昭美君） 私何回も言うように、いろいろと委員会でも参考人をお招きするという方法もありますし、出向いて調査ということがありますから、そういうニュアンスの説明をしてないということは、逆に言うたら住民関係者の合意がないと、逆説的に言えばですよ、協議会は立ち上げないということなんですか。

○教育長（小倉庸永君） はい。

○8番（岩路昭美君） そうですね。いやいや、もういいです。確認だけ済んだから、あとのことは議論しますから、答弁要りません。

大変時間がなくて、あれなんですけども。もう一つ、子育て支援の皆さんの前で、この請願書について、代筆だ、やれ強要だ、あんな短い期間に集まるはずがないということは、教育委員会の統一見解でないという、委員長からの答弁いただきました。とするならば、これはね、私の推測から言えば、国民の基本的な人権である請願という行為、これは未成年であろうが何であろうが、1人の自署、署名と紹介議員で成り立つ制度なんです。それが同じく地方自治法に書かれている直接請求というように厳密な、いわゆる署名に係る規制があります。これは住人でなきゃならんとか、一定期間のうちに選管の、いわゆる有権者登録のチェックとか、こういうことを経なければできないですね。これを、もし仮に混同して言われておったとしたら、管理職の人、たくさんいたそうですから、訂正をやるべきなんです。請願と直接請求、請願行為とそれと違うからということ、相手は住民、素人なんですから、よく説明してあげるのが、これ行政の当然の責務なんです。それをむしろねじ曲げ

て、さもそういう言い方の印象を与えたとすれば、これはもう全くもって地方公務員法のあるべき基本を逸脱してる。いずれにしても、我が市はこういう公務員が主権者、住民のためにどういう姿勢でどういう執務態度をとらなきゃならないかということについては細かく規定する。地方公務員法以上に細かく規定してる。コンプライアンス委員会というのも動くようになってる。そういうことの実事であるとしたときには、当然そこにはコンプライアンス条例にも抵触する部分が出てくるだろうと思うんですね。そういうことに対しての調査等については委員会としては、統一見解じゃない限りにおいては御協力いただけますね。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 一職員がそういう話をしたということですけど、少なくとも先ほど教育委員長が申しあげましたように、それはいわゆる教育委員会としての見解ではありません。その部分につきましては、私自身も、事実そういうことを言ったのかどうかということも確認しなければならないと思っておりますし、少なくとも教育委員会としての見解ではないということをお断りしておきたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） それはね、委員長が明快に統一見解じゃないと言われたから、もうくどくど言われる必要ない。問題は統一見解じゃないことを指揮監督の、これ、教育長のもとにある職員だとすれば、そういう問題が生じますから、そういうときには調査に御協力くださいますかということを行った。そしたらまあ委員長、うなずかれたから、この問題は後日に引き継ぎます。

それで、これ僕、市長の答弁について、時間もないんで確認をさせていただきますけど、そういう輿論とか世論についての御高説も参考になります。それから、幼保一元化が委員会が悪いんだと、やるべきじゃないかという、その一般論については全く異論ないんですよ。この請願出してる住民だってね、全くその点に異論を申し上げてんじゃない。一般論で議論されて地域の問題は解決しないということ、そこに立たなきゃならんという、市長答弁された、まさにそのとおりなんです。全く何十回、何百回やったってね、一般論を何ぼ言ったって、住民聞かないから、心に響かないから、なるほどそうだと思うから、こういう署名が集まる。ここが問題じゃないですか。これが生きた政治であり、行政だと僕は思う、そういう論点で今、教育行政の中で行われているのは、自分のこうやりたいからと言うことがいいですよ。親が勝手に言うな、子どものことをわしらしか、私らしかわかってないんやと言わんばかりでしょう。一般論ではあなたたち、何でこれが理解できないん

か。あほ違うかと言わんばかりの説明でしょう。だから不信感が何ほでも募るんですよ。だからこういう署名になってる。

どういう職員が言うたか言わんか、教育長がおられたかおられなんだか、それは後日の調査によりますけどね。そういう軽いだの代筆だの、そんなものというような言い方は、お上の言うことを聞いとれやと言わんばかりでしょう。そんなに軽いもんだと言われる職員があるなら、教育長、しっかり聞いてください。あの署名簿、僕も克明には見る時間なかったですけど、旧千種町で言えば町長から助役から収入役から教育長から各自治会の会長から、各種団体の役員から、甚だしきは、資料が公表されてないからわからんけれども、杉の子保育園の理事とおぼしき方の4名くらいの方の署名もあるんですよ。それが軽いだとか、いかげんな信用性のない署名が寄ってるなんて、相当、どういうつもりでそういうことが言えるんですか。ほんとにわかってもらおうと思えば、請願書を真摯に受けとめるというならば、この思いは何だと。現地へ出て署名された方々、一度、代筆だと言うて、これはあかんと言う人があるんだったら、何か1,100人だと言ったそうですよ。1,100人の方を一遍確認するぐらいの熱意持ったらどうですか。

僕は紹介議員としてだんだん、こういう言葉使ったらいけないかもわかりませんが、一紹介議員の域を超えて、教育行政に対して全く腹立ってった。あらゆる機会を通じて、この地教法を逸脱した教育長以下の職員の皆さん方の執務姿勢がいかげんなものかということについて追求していかないかないかと、これは僕の個人の思いですね。思いなんですけど、市長、こういう議論を聞かれてどうですか。僕は一般論で反対してませんよ、だれも。あの請願書で幼保一元化に反対してますか。そういうこと、何ほ一般論を言ってもらっても住民の心に響かない。だから、僕はこのまま行くとひょっとしたら、今はお願いは出てるんですよ。今の計画には反対です。見直してくださいというお願いが出てる。それを絶対見直さんという前提に立って、幾ら説明会やってもだめですよということを言ってる。だから、そういうことになったら今のお願い運動が、ほんとに、仮に反対運動に転化するような時の勢いにつながったら、本市の教育行政、またぐちゃぐちゃになるじゃないですか。そういう進め方は、僕は改めていただかなきゃならないという願いも込めて、市長にお尋ねしてる。行司がいなくなって、軍配を上げるものなくなってといたらほんとに困りますから。

独立行政法人の性格、それを尊重するということは一般論として、原則として当然でございます。しかしながら、ここは市長が大きなリーダーシップを持って、こ

の問題は小さなことのように見えるけれども、問題、下手すると本市の教育行政に大きく支障を来すかもわからんと仮に思われたとするならば、ここは教育委員会の、いわゆる事務局、部局の方に対しては、住民の意見はよう聞けよということを、わしは指示してると、よう聞いて、しっかり見きわめよということを言ってると言われるから、それはそれでいい。それを超えて、独立行政法人教育委員会に対して、市長としてより大きなリーダーシップを求められるところだと、私自身は思いますので、市長に再度、そこのお考えをお尋ねをします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 独立行政法人じゃなしに行政機関でございますので。

今、おっしゃいましたように、私も十分にその意見等をしんしゃくしながら、あくまで教育委員会という独立した行政機関でありますから、これを権限を侵すわけにはいかないわけで。しかし大きな課題でございますので、私自身もまた要請があれば出ていくことも考えておりますし。ただ、今、教育委員会との議論を聞いておって、もっともっと本当に千種の幼児教育、あるいは幼稚園の教育、保育、どうあるべきか。そして何年か先にはこういうことの中でというような議論が、私はもっともっとやるべきではないかと。

今、何かいこじになって、先ほどちょっと申し上げましたが、感情的なことになってしまってるんじゃないかと。もっと将来、ほんとに千種の、あるいは波賀の、一宮の、山崎の、そしてまた宍粟市全体として子どもたちがどう育っていくべきか、このことをまず考えて、公立も考えなきゃいかん。私立も考えなきゃいかん。そういうことをもっともっと議論すべきではないか。ただ小手先の感情論だけで進んでいくとするならば、地域にとっても大きなマイナスであるというふうに思います。

そういうことで、私もまだ今後も引き続いてと、十分説明をするようにということで、先ほど申し上げましたように、教育委員会に対しては注文というわけにいきませんが、事務局を通じてそういう意向が伝わるようにということにいたしているところであります。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩薮昭美議員。

○8番（岩薮昭美君） もう時間がないからこれ以上議論できませんけども、何で、感情論じゃないんですよ。何でこういう感情論になるようなこじれ方したか。このところは非常に重要なポイントなんです。教育長は何でも独走してたら事済むような、この世の中の仕組みじゃないということをもっと地教法自身、あなた、しっかり読んでくださいよ。それからね、もう時間ありませんが、これね、県の教育委

員会にしても既定のスケジュールがあったとしても、教育長のアンケート調査も出てますけどね、やはりしっかりと柔軟的に判断して、最後は決定したらいい。そういう姿勢をね。

○議長（岡田初雄君） 時間がまいりましたので、簡潔にお願いします。

○8番（岩薨昭美君） 強く望みまして、質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、8番、岩薨昭美議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時50分まで、休憩をいたします。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1番目なんですが、音水湖カヌー振興事業による地域活性化計画の今後について、お尋ねいたします。

波賀市民局管内で行われたカヌーまつりは西播磨県民局の協力を得て、本庁と波賀市民局との連携を基盤に、地元の自治会長を委員長に実行委員会が組織され、地域主導の形態をとり、また、市民局主管のまちおこし事業として取り組まれた好事例であると思われました。その成果はどのようなものだったのか。どのような課題が残されたのか。また、今後の展望はどう描かれるのか、お尋ねいたします。

第2番目ですが、1番とも多少関連いたします。

地域特性を活かしたまちおこし事業の支援について、上述の事業は、上述の事業とといいますのは、先ほどの波賀市民局管内でのカヌーまつりの事業のことなんですが、旧町時代の機能と合併後の本庁機能とを上手に生かした一つの成功事例であると高く評価されると思っております。それは、かつてはしそ森林王国の各ミニ王国がとっていた手法でもあると思いますが、このように県あるいは県民局の支援を得て、本庁と市民局との緊密な連携の仕組みを取り入れた事業は、当然、千種・一宮・山崎にも適用できるものと考えられます。現在、官民が一体となって、地元の資源を生かし、地域活性化につながる住民参加型の事業展開がほかの市民局ごとに今後検討される計画はあるのか、実施されているのか、または検討されているのか

をお尋ねいたします。

それから三つ目です。

高齢者の生きがいのある生活指針や将来不安に配慮した基本計画の策定を望みます。これまで我が市では、高齢者への施策として宍粟市老人福祉計画、宍粟市介護保険事業計画などが策定されています。これらの財源は今現在どのような種類のもので、全体でどのくらいの金額が充てられているのか、お尋ねいたします。今後、さらに深刻化する地域社会の高齢化に対応するには、より緊密な、積極的で現実的な計画実施が望まれます。それはどのような手法で、どのような指針で確立されるつもりか、お尋ねいたします。また、そのため増大する行政コストはこれまで以上に逼迫する収入の中からどう捻出されるのか、想定される資金手当の財源をお示しいただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 寄川靖宏議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 寄川議員の質問、具体的なことにつきましては、それぞれ担当のほうからお答えいたします。

先ほどございましたように、市民局ごとの事業展開というのがあるのかないのかということではありますが、これにつきましては既に取り組みをいたしておるところでございますし、予算にも計上されているところでもあります。まちづくり協議会等とも連携をとりながら、千種ではちくさ高原、波賀町では東山、一宮では福知溪谷、そして山崎ではもみじ山、こういった中で、今年度についてはそうしたことを一つの事業として展開をしていこうではないかと、こういうことでいたしておるところであります。

それから今、質問の中で住民参加型ということではありますが、まさしくこれはそういうことでなければこれからの地域づくりは難しい。何でも行政がやって、あとあんたらやんなさいでは、なかなかいかない。いろんな計画の初めから、市役所と市民の皆さんが、あるいは地域とが一緒になって、お互いに汗をかいてやっていく。そのことが大事であろうと思いますし、そのことによって、またいろんな経費の節減もできて、そしてまた事業も次々展開できる、そういう仕組みをどの地域ともつくっていく必要があるだろうというふうに思ってますし、自治基本条例はまさにそのことをうたったものであるというふうに御理解をいただいて、また、いろいろ御協力をいただければというふうに思います。

あと、それぞれ市民局ごとの事業でありますとか、具体的な取り組みについてはそれぞれ担当のほうから申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 波賀市民局長、上田 学君。

○波賀市民局長（上田 学君） 寄川議員の音水湖カヌー振興事業による地域活性化計画の今後についての御質問のほうは私のほうからお答えさせていただきます。

ことしの7月30日に開催しました音水湖カヌーまつりにつきましては、西播磨県民局、伊和高校のカヌー部、地元各種団体等の協力を得まして、住民・行政の参加・協働イベントとして波賀連合自治会長を委員長に実行委員会を組織しまして、実施したところであります。当日は朝から一時雨という天候の中だったんですけども、カヌー競技場とさざなみ公園の2会場で、延べ1,000人という参加がありました。予想を上回る結果となりました。このことは県の広報紙や、また姫路、加古川で発行されております女性向けの生活情報誌にイベントの情報を掲載していただきまして、広くPRできたことによるものと思っております。

午前中に計画しましたカヌー体験は参加予約が多く、時間を午後3時まで延長しまして、210名の方々にカヌーを体験していただきました。参加者のアンケート結果なんですけれども、カヌーが初めての人が約7割ありまして、楽しかったという感想をいただいております。また、来年も参加すると回答された方も9割ありましたが、一方で、待ち時間が長いという意見も多く聞いております。また、午後に実施しましたさざなみ公園での魚のつかみ取り等のイベントや湖面探索にも多くの方が参加されまして、宍粟市内外の人々に楽しんでいただける祭りができたものと思っております。

今回の音水湖カヌーまつりでは、カヌー体験が初めてという人が多くありまして、カヌーが手軽に楽しめるということを知っていただいたり、また、中播磨や阪神間の方々に音水湖のカヌー競技場を知ってもらったことは、知名度アップに大きな成果を上げたものと思っております。

課題としましては、先ほど申し上げました待ち時間の問題、また、会場が2会場だったことによりまして、午後にカヌー体験する人がさざなみ公園でのイベントに参加できなかったこと、また、今後より多くの方々にカヌー体験をしてもらえるような体制整備、それから場内でのイベント案内の方法、これらについて多く課題がありますが、実行委員会で検討、計画をしながら、来年に向けて実施していきたいと考えております。

今後の展望につきましては、カヌーまつり以降、夏休み中の利用者なんですけれ

ども、昨年は702人に対しまして、本年は約1,069人と大きく5割ほど増加しております。1人でも多くのリピーターを確保しまして、カヌー人口の底辺の拡大を図るとともに、音水湖を有効に活用した観光振興につきましても、音水湖利活用推進委員会の意見や提言をいただきながら、地域の活性化を図っていきたいと考えているところです。

○議長（岡田初雄君） 一宮市民局長、西山大作君。

○一宮市民局長（西山大作君） それでは、議員御質問の2番目の地域特性を活かしたまちおこし事業の支援ということで、市民の方々、あるいは団体を中心に、県・市が支援をしながら展開をしておるまちづくりにつきまして、答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

合併の前につきましては、御存じのとおりiのまち創造事業ということで、39自治会、あるいは地区を中心に事業を実施してまいりました。それで、まちづくり協議会の組織を設置する前に、その事業がどうであったかなということを市民の方にアンケートを昨年度とりました。その中で、考え方は7割、8割の方はあの事業の考え方を引き続き継続してやっていきたいと、やったらいいなという回答を得ておりますので、その精神と言いますか、考え方を引き継いで今後ともやっていきたいなというふうに今、思っております。

それでは、管内の取り組みなんですけど、まず、県の支援を得て展開をしておりますまちづくりにつきまして、3点、主なものを報告させていただきます。

地域と市が協働して実施をしてきました主な事業につきましては、これまで完了しておりますけれども、県民交流広場事業、これを各コミュニティーセンターを拠点として、下三方小学校区、あるいは繁盛小学校区、この2校区について実施をしております。

それから、2番目ですけれども、県の小規模集落元気大作戦ということで、非常に過疎化、高齢化の進んでおります千町、倉床自治会が今、この事業に取り組んでいただいております。

また3番目に、今、まちなか振興モデル事業ということで、市民局の第2庁舎を市民の方に開かれた施設として活用していただくということで、今、最終的な計画詰めを行っておるところであります。

それから、今後新たな県の事業を予定をしておりますのは、むらの将来検討支援事業ということで、草木自治会が予定をされております。

中でも主な事業につきましては、先進的な取り組みの一つといたしまして、昨日

の高山議員の御質問にありました千町地区のあこがれ千町の会の取り組みが今、主な取り組みであろうかと思っております。内容につきましては、まちづくり推進部長が答弁ありましたので省略をさせていただきますけども、7月30日の日に県の県民の方との交流ということで、さわやかトーク西播磨というイベントといたしますか、懇談会がありまして、直接、井戸知事が千町の集落にお見えになりまして、いわゆる限界集落と言われます千町地区をどう守り、どう生かしていくのか、また、西日本で最大級と言われております岩塊流を地域資源として、今後どのように生かした事業を展開していくのかなということについて、それぞれ活発に意見が交換されたところでもあります。

それから、県の支援はございませんけども、市民の方、あるいは団体と、市と関連して取り組んでおる主な事業を2点、御報告をいたします。

まず第1点目は、ことしで第34回を迎えます一宮のふるさとまつりであろうかと思えます。また先ほど、市長の御報告がありましたように、一昨年の災害で福知地区が非常に大きな災害を受けております。福知地区あるいは村づくり実行委員会では、平成21年9号台風の被災した管内の観光資源の核であります福知溪谷の河川を利用したデイキャンプ場や崩落した山腹の復旧復興に向けて、自治会や村づくり実行委員会や災害復興のボランティアの方々の協力を得まして、今、市民局と一緒に復興に向けて取り組んでおるところであります。

今後の取り組みにつきましては、一昨年、各4町とも設置をいたしましたまちづくり協議会、それぞれ中心に抱える課題や地域特性、あるいはふさわしい将来像などを描いたまちづくり計画を今、策定をいたしました。自治会を初め、各種団体を対象にして、まちづくり活動の推進について周知を今しておるところであります。今後ともまちづくり協議会や連合自治会を中心に、市と連携を強化しながら、元気げんき大作戦、あるいはまちづくり支援事業等の事業を積極的に活用したまちづくりを展開したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 千種市民局長、秋武賢是君。

○千種市民局長（秋武賢是君） それでは、千種市民局の取り組みについてお答えします。

まず、県の支援を受け、地域と市が協働して実施する事業としましては、千種町の商店街連合会が事業主体となりまして、兵庫県のまちなか振興モデル事業で、まちなかにぎわい計画をつくりまして振興策を模索する中、本年度は商店街に野外ス

テージと多目的広場を整備し、千種地域に活力を取り戻すための取り組みを進めようとしております。

次に、住民参加型の事業としまして、かつて千種町を挙げて取り組んでいました町民運動会、これが中断している中、これに変わるイベントとしまして一昨年より連合自治会長が実行委員長を務め、市民が一堂に会し、触れ合いと感動を共有できるコミュニティ環境づくりを目的として、ちくさふれあいフェスタ、これを実施しております、本年度は10月23日に開催する予定です。

また、観光イベントとしての妙見夏祭りにつきましては、本年度45回を迎えました。また、千種のまちづくり協議会が千種まちづくり計画に基づきまして地域の課題解決に向けた目標なり、事業ごとに部会を設けまして、現在、住民や各種団体との意見交換や懇談会を進めようとしております。今後、地域資源でありますちくさ高原や清流千種川、ラドン水、たたら遺跡、また休耕田、こういったものを活用した住民主体のまちづくりが進められることを期待しております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） それでは最後に、山崎地区につきましてのまちづくりの取り組みにつきまして、お答えをいたします。

山崎地区につきましては、県の支援を受け実施している事業といたしまして、県民交流広場事業に、城下、戸原、河東、神野、伊水、都多、土万の7小学校において取り組まれております。また、小茅野自治会では昨年度から小規模集落元気作戦に取り組んでおられまして、農地の再生であったり有効利用に向け、NPO法人を中心に都市住民との交流であったり、当地において里山保全と新たな利活用の取り組みに、この間10年近く交流を続けておられます山崎フォレストーズ、いわゆる小茅野のフォレストィング実践活動契約オーナーの皆さん方のチームですけども、一緒に協働して作業を行っていく予定でございます。また、今年度は交流拠点として小茅野の公民館を充実させていこうというようなことで、公民館の改修にも取り組まれておられます。

また、地域資源を生かした地域活性化に向けた取り組みにつきましては、藤まつりであったり、また、もみじまつりがそれぞれ地域や住民主導で現在実施をされておられます。今後は昨年設置されましたまちづくり協議会とともに連携する中で、まちづくりに支援事業であったり元気げんき大作戦等の制度の活用も視野に入れながら、充実が図れるように取り組みの検討が必要であるかなというふうに考えてお

ります。

以上、それぞれの地域の特色あるまちづくりに向けた取り組みが進められているところでございますけども、今後も地域と行政が連携しながら、市民主体のまちづくりを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 私のほうからは3番目の、高齢者の生きがいのある生活指針や将来不安に配慮した基本計画の策定につきましてお答えいたします。

高齢者福祉施策につきましては、平成21年度から平成23年度までの、この3年間の計画期間としました宍粟市老人福祉計画及び第4期宍粟市介護保険事業計画に基づき、各種施策を実施してるところであります。

代表的な事業としましては、これ、一般会計ベースなんですけれども、老人クラブ補助金、敬老会事業、敬老祝い金支給事業、養護老人ホーム措置、外出支援サービス事業、また、介護保険事業特別会計における保険給付費、地域支援事業費の公費負担部分の繰り出し等、平成22年度ですけれども、全体で6億5,470万円余り支出いたしております。これらの財源につきましては、老人クラブ補助金につきましては県補助金がございます850万円、また、養護老人ホーム措置につきましては入所者負担金で1,290万円あります。その他は起債も含めまして、一般財源になりまして6億3,330万円となっております。今後の一般財源の見込みですけれども、平成22年度実績、また本年度の支出済み額等から推計いたしますと、平成26年度には約8億円近くになるのではないかなと思われまます。また今年度、平成24年度から平成26年度までの3年間の計画期間とする老人福祉計画、第5期介護保険事業計画を策定します。策定に当たりましては策定委員会委員の皆様方から御意見をいただき、施策の充実はもちろんのこと、財源等にも考慮しながら、実効性のある計画としていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） ありがとうございます。いろいろ聞きたいんですが、まず、カヌーまつりのことで、ちょっと補足的に聞いておきたいなと思っております。それは、この前の12号台風のことなんです、カヌーの1,000メートルのコースを維持するため、あるいは音水湖の利活用で、カヌーの振興のために水位をもっと下げられたのに下げなかったのではないかなというようなことが言われました。

ももっともダム水位を減らしておくと、このたびの豪雨で、この掛保川の水位がそんなにふえなかった、増水しなかったのではないかというようなことが言われたんですが、その件についてはいかがでしょうか。これからも恐らくカヌー振興されるという計画とともに、この水位の問題が浮上してくる可能性があるのではないかと思いますので、そのあたりの市民局の対応、あるいは県との連絡の上で、どのような見解を持っておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 波賀市民局長、上田 学君。

○波賀市民局長（上田 学君） 失礼します。音水湖の分で、引原ダムの管理のことなんですけれども、1,000メートルのコースの維持、またカヌー振興のために水位が下げられなかったとかという点についてですけれども、引原ダムにつきましては洪水調整の治水と、それからかんがい用水、工業用水、また発電の利水、その二つの面を持った役割を持って行われております県営の多目的ダムとなっております。平常時は利水利用のために貯水位を上げるというような調整、管理がされておりますが、季節によっては水位が大きく下がっていくという状況であります。そのダム湖を利用したカヌーコースにつきましては、洪水調整水位を除きます利水利用の通常の満水位なんですけれども、カヌーコースにつきましては満水位より18メートル低下した水位でも1,000メートルのコースが確保できるという位置に設置しております。また、大きな水位変動があっても対応できる構造となっております。

また、カヌークラブハウスの周辺につきましても、平成21年度に観覧席や発着場等を県で整備していただきました。その整備していただいた結果、満水位より13メートル下がったところまで階段が整備されております。この階段の最下部なんですけれども、洪水に備えて事前に行われる予備放流水位、設定では467.2メートルという高さになってるんですけれども、それよりまださらに8メートル下の位置まで設置してありますので、相当の水位低下があっても支障なくカヌーの発着はできる状態になっております。

一方、引原ダムなんですけれども、多目的ダムとして、治水と利水の役割を最大限生かす効率的な運用をされております。平常時は利水利用のために貯水位を上げておいて、洪水が予想される場合は事前に貯水位を下げて洪水調整容量を確保するというような操作をやっております。これは兵庫県が貯水量の調整、管理をされているものでありまして、カヌー競技のために貯水位を高くしているというようなことではありませんので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君）　ありがとうございます。

私、今回1番と2番の質問なんですが、今聞いておりますと、本当にそれぞれの市民局でいろいろな工夫をされて、立派にやっておられるなというふうに思います。もっともっとほんとは地域を巻き込んだ事業が望まれるのではないかと思うんですが、今現在、波賀、千種、それから一宮は、これ市民局がございまして、外見から見ると、やはり独立したそれぞれ市民局のアイデンティティーなりを保ちながら事業展開がされると。あるいは本庁と宍粟市とはどうあるべきかということも、また考えあわせながらやっておられると。しかしその、山崎においては、先ほどまちづくり推進部長のほうからお話がありましたけど、市民局がこの本庁に吸収された形になっておりまして、どうもまちづくりに対する事業の展開の仕方を見ておりますと、どうも千種、波賀、一宮の事業展開に比較すると、山崎町のカラーとしてちょっと薄いのではないかなと。

確かに立派な事業はあります。藤まつりにしても、それからもみじまつりにしてもあるんですが、山崎にはしっかりこの、山崎市民局という、そういう形で、あるいは建物が無いと。全然分離して考えることは難しいのかもわからないのですが、そのあたりの見解はいかがでしょう。実は藤まつりにしましても、割とほかの旧3町に比べると官民の一体化が感じられない感じがします。それから、もみじまつりについても今、頑張っておられる地域の方がおられるんですが、もっと行政にバックアップしてもらえたら、もっと立派なことできるのになというふうなお話も聞いたことあるんですが、そのあたりはいかがでしょう。機能的な部分もちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（岡田初雄君）　まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君）　山崎市民局というふうな、それ自体の活動が見えにくいのではないかなというふうな御質問かなというふうに思っております。イベントであったり、また、日々のまちづくり活動であったり、それぞれまちづくり推進部以外にも本庁であります産業部、それから福祉、教育、それぞれの分野で山崎の分野をバックアップをさせていただいておると。しかも市全体の事業に関して、またそれぞれの市民局との連携も兼ねながら対応をさせていただいておるといのが現状でございます。

○議長（岡田初雄君）　2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君）　藤まつりにしてももみじまつりにしても、山崎はほんとに集客力があると言いますか、大勢の人が来られる、そういう土地柄でございますね。

何かイベントしてももっともっと立派な事業が、可能性を秘めておると思っていますので、今の状態のままでなくて、もう少しでこ入れができないものかなというふうに思います。

特にもみじまつりのことなのですが、有志の方で始められて、うちの、先ほどの波賀市民局の局長が言われたカヌーまつりですと、その連合の自治会長がリーダーシップをとって実行委員会を組んで、それをかなめに市民局全体の事業として推し進めると、あるいは宍粟市全体の意見も組み入れると、あるいは県の意向も組み入れると、こういうふうなスケールの大きな考え方。根幹は、確かにその地域が握っておると、実行委員会が握っておるとしましても、事業全体のスケール感というのは、本当にそのカヌーなんかは立派なものだというふうに思ったんですが。この感じをもみじまつりに適用できないものかなというふうに思うんです。ほんの少ない有志の方、あるいはその人たちが頑張るから、山崎町の職員の方々もお手伝いには出ていかれるんですが、実行委員会の姿がなかなか見えづらいなというふうに思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） もみじまつりにいたしましても5月の連休に行われますウォーキング・アンド・ウォッチングというふうな、まちの中を散策していただくとうと、山崎を知っていただくとうと、そういうふうな催し物が市民独自で自分たちの主体性を持ってやられておられます。本当に行政も、側面的に郷土館の開放であったり、そういうふうなところの部分をお手伝いさせていただいておりますけども、もみじまつり、またウォーキング・アンド・ウォッチングにいたしましても、その辺のところ、自主性を尊重しながら、現在、側面的に支援をさせていただいております。

また、もみじまつりの駐車場の整理であったりにいたしましても、市役所の職員が率先してボランティアの中で対応させていただいておりますというふうなことで、先ほどお答え申し上げましたけども、まちづくり協議会の中でどういった活動が重要なのか、また、それをどう伸ばしていくのが必要なのか、イベントのその当日だけではなく、その打ち合わせであったり、その後の評価であったり、今後こういうことが必要かなというふうな部分も相互理解する中で、まちづくりの大きな力になっていくんかなというふうに理解をしておりますして、今後そのマッチングと言いますか、それとそのコーディネートみたいなことをこちらのほうでやらせていただけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） あれは2年前でしたか3年前でしたか、特にもみじまつりですけれども、新聞に掲載されて、それからあれはネットでヒットしたんですかね。全国的に「もみじ」と検索したら山崎町のもみじまつりが出るというような現象が起こったことがあります。これはちょっと自分たちで企画しようと思ってもなかなかできないことなんです。来られた人が、やはりがっかりされて帰るようではいけないと思いますので、ぜひとも大々的に山崎市民局としてのバックアップをお願いしたいというふうに思うんです。藤まつりにしましても、やはり実行委員会形式をとっていただいて、官民一体のようなものができるかなと思うんですが、今、現状では財政的な支援はどのようになっておるんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、イベントの関係等々についての御質問でございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。まず今、もみじまつりの御質問がありましたが、それ以外にも山崎市民局管内では住民主導の中で、それぞれ各地区での農業祭ですとか葛沢地区の伊沢の里の文化祭、さらにはべにばなまつり等、行政官民一体ではなしに、住民主導の中で行われている事業がたくさんございます。ただ、先ほど、まちづくり推進部長の答弁にもありましたように、山崎市民局が本庁の中で包括された中で、それぞれの担当の部局が複数ある中で、どうしても情報の一元化なり、それから地元に対しての指導についてはいささか課題があるということについては十分認識をしておるところでございます。

先ほど言われましたもみじまつりの直接的な市からのイベントに対する支援としては現在行っておりませんが、御案内のとおり、観光協会ですとか商工会等々の事業とも連携しながら、間接的な助成等については行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） ありがとうございます。

もみじまつりにつきましては、山崎だけではなくて、これ個々にばらばらのお話を聞いたんですが、もみじまつりにつきましては、ほんとに北から南まで42キロもあります宍粟市なんで、これは個々の市民局が連携してやってもおもしろい事業で

はないかなど。秋、氷ノ山のほうから始まりまして山崎の南端まで、連続して一大イベントが可能な、市民局がともに手を携えて大きなイメージづくりができる可能性があるのではないかなどというふうに、私、思いますので、これは提言として、また検討、市民局同士の連携のような形で検討していただきたいなと思います。

それから、3番目の質問で、高齢者のことで質問いたしておりますが、今聞いておきますと、現在6億5,000万円程度のお金が、一般財源で6億3,000万円でしたか、投入しておる。これが行く行く平成26年度には8億円になるということをお聞きしましたが、この低迷する経済の中で、今後、計画を練られるということなんですが、これから県や国が十分に、2億円になろうとする、ほっといても絶対2億円はふえていくというようなことのお話でしたが、計画の中でどこからどうやって原資を、財源を捻出されるのかなどというふうに思うんです。一般財源と言われましても、やはり一般財源そのものの原資が、もともになるお金は限られておりますので、そのあたりを計画の中でどのように抽出されるのかなどいうところをまずお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 高齢化が進むたびに費用が重なるということは、先ほど説明があったとおりでございます。それと、今までの経過から含めますと、健康福祉部長からありましたように、平成23年が約7億円、それが平成26年には8億円になると。約1億円がふえるということも計画としては出ております。ちなみに、福祉の財源につきましても高齢者福祉費という地方交付税の算定がございまして、65歳以上の老人の方に対する費用、それとまた75歳以上の方の費用、これがそれぞれございまして、人件費も含めまして、これが16億円程度の交付税の基準財政需要額に歳入されております。

これは過去の経過から見ますと、人口が減りますと当然交付税が減るんですが、高齢者がふえますとそれに対する需要額はふえてまいりまして、先ほど申し上げました3年間で約1億円程度の需要額の増というふうになっております。しかしながら、これはあくまでも国の施策による制度でございまして、市が単独で福祉施策を講じますとその部分については需要額からはみ出る、いわゆるほかの経費から持ってこなきゃならんということで、実効性がある財源確保については、また、市長もその辺を判断いただきまして計画の中に盛り込むということでございますので、国の施策の範囲の高齢者福祉関係については基準財政需要額で一応は確保できるということでございますので、注意を今後ともしていきたいというふうに思っております。

す。

○議長（岡田初雄君） 2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） やはり私も波賀町に住んでおりますし、あちこち親戚もありますので聞いておられますと、ほんとに将来が不安だというふうに思っておられる方ばかりでございます。やはり年金暮らしをされておまして、その年金も細る中で、宍粟に住んで安心した老後を送りたいと。安心して死んでいきたいと言われております。ぜひとも充実した財源を捻出していただいて、手当てしていただいて、この宍粟で生きて、死んでよかったなというふうな計画を練っていただけたらなと思うんです。

以前のこの老人福祉計画、あるいは介護保険事業計画のこれを見ておられますと、アンケートのその盛り込み方に、今後恐らく計画されると思うんですが、アンケートの内容いかんによっては相当計画の立て方が違ってくるのではないかなという感じがしております。この平成21年度から平成23年度までの計画を見ておられますと、そのもとになるこの意向調査というようなものがあるんですが、ここへは数字的な、客観的な数字は上がっておるんですけども、やはり感情と言いますか、老人が老後に持たれる感覚みたいな部分までもう少し踏み込んでアンケートをとっていただけないかなと思います。老人の不安と言いましてもどのような不安なのかというのがなかなか踏み込んでわからないのではないかなと。そういうところまで、前回にはアンケートでは反映できてないというふうに思いました。現実聞いてみますと数字だけは立派やけども、私らの気持ちがわかってもらえるんだろうかというようなことを言われております。そのアンケート調査などについての計画はいかななものか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） アンケート調査につきましては、今回も実施いたしております。8月に実施しまして、現在集計中でございます。また、この集計、分析につきましては業者委託をいたします。その中で詳細に分析等を依頼し、次期計画に活かしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） どのような設問であったのかなというところがちょっと知りたいなと思うんですが、今度、恐らくまたその計画を策定されるときに策定委員が決まるんだろうと思うんですが、どのような策定委員を予定されておりますでし

ようか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 策定委員につきましては、一般公募委員とか、また被保険者の方、65歳以上の高齢者の方、それといわゆる介護保険施設、そういったところのケアマネジャーさんであるとか施設の代表的な方、それと宍粟市医師会のほうから医師、それから龍野健康福祉事務所であるとか、大学の先生なども依頼しております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） 立派な方が参加されるのは間違いないだろうと思うんですが、一般公募した場合、ほんとに反映される人というのは、よし、やってやろうという積極的な、恐らく御老人になろうかと思うんですね。私、心配しておるのは、そういう積極的でない立場の御老人、ほんとに気弱な、心情的に人前でしゃべれないというようなところまでやはり踏み込んでいただけると、計画としてより立派なものになるのではないかと思うのですが、どのくらいのスケールで、どのくらいの人数で取り組まれていく予定なのかなど。

それから、聞き取り調査のようなことも恐らくされるんじゃないかとは思いますが、アンケートとは別にですね。何かそのような前回とは違う特色みたいなものはあるんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 委員につきましては、ちょっと正確には覚えていませんけれども、策定委員会の委員は14名だったと記憶しております。

それと、市民の方、高齢者の方の御要望なんですけれども、アンケート調査、3,000人の方に実施しております。この3,000人の方の内訳なんですけれども、介護認定を受けておられる方1,500人、認定を受けておられない方1,500人ということで、3,000人を対象にしております。また、実際に市民の方、高齢者の方の声ということなんですけれども、聞き取り調査等、今のところ予定はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） ぜひとも策定委員のなられる方々が聞き取りを十分していただいて、その策定委員の方々は、それぞれ専門職みたいな立派な方だろうとは思いますが、その人たちの意見を形成するまでに、その策定委員の方々があちこちの

御老人からお話をお聞きになって、しっかりした計画を立てていただきたいというふうをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡田初雄君） 以上で、2番、寄川靖宏議員の一般質問を終わります。

続いて、1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 1番、岸本です。議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

最初に、給食センター機能集積、次のステップということについてであります、その前提といたしまして、通告書に書いておられますとおり、平成24年4月からは波賀給食センターを廃止して、一宮給食センターに機能集積することについて、私は6月議会でも確認しましたが、ここで再度確認をしたいと思います。

予算書、決算書に見えますとおり、市税収入が平成20年の51億円をピークに毎年減少してきて、本年度予算では45億円と見込まれております、この前の補正では46億7,000万円とありましたが。一方で、歳出におきましては、特に福祉関係の民生費が平成20年の44億円、平成21年度50億円、平成22年度54億円、そして平成23年度、本年度予算では57億円と増加しております、一般会計だけで、3年で12億円以上ふえております。これに国保、介護等の特別会計分も含めると、さらに大幅な歳出増となっております。今後もその傾向が続くと思います。その分、削減できる経費は極力削減して歳出増に対応していく必要がありますし、財源の確保等、真剣に、早急に検討せねばならない課題もあります。

多くの事業が予算化されずに、あるいは予算不足で市民からは不満の声も出ております。さらにこのたび上下水道料金改定に伴う弱者救済策として、水道部で減免措置を講じるどころ、公料金対策適用除外の関係もありまして、福祉部のほうで助成策を検討中ですが、これには少なくとも一般会計から3,000万円以上の持ち出しになるというふうに見込まれておりまして、これの財源も考えねばなりません。

そうした中で、給食センターの機能集積が当初計画よりも2年もおくれて、その間に削減し損なった4,000万円という金額は余りにも大きいものです。その4,000万円がもしあれば、他の教育関係事業に向けていけば、子どもの教育にもっと役立っていたのではないかなというふうにも考えます。おくらせた関係者に責任をとってもらいたいという声まで出ております。私はそこまでは申しませんが、しかし、そんなことはあり得ないと思いますが、もし万一、平成24年4月になっても機能集積が実施できないということになれば話は別でございます。運営経費はすべて市民み

んなの税金で賄われております。失われた不利益に対してはきちんと責任をとって
もらいたいと思うのは、市民感情として至極当たり前のことだと思います。地方自
治法に明記されておりますように、最小限の経費で最大の効果を発揮するというこ
とが求められております中で、多くの市民が納得するような決定的な反対理由なら
ともかく、今、私が耳にします反対理由というものは、年2,000万円の経費削減効
果を棒に振ってまでもというほどのものではないと思います。

さらに、年2,000万円の削減効果に疑問を呈する声も聞きますが、経営者的感覚
を持ってきちっと事に当たれば、十分効果は出ます。市の財政の先行きに警鐘が鳴
らされて、多くの事業で改革が進んでいるのが現状です。時間をかけて幾ら丁寧
に説明しても、頭から反対という立場の人は聞く耳を持たないということもよくあ
ります。100%説得は非常に私は難しいと思います。市全体を見る立場で、市全体
の利益を優先して、市長、教育長はリーダーシップを発揮して計画どおり粛々と進
めていくべきだと思います。

ここで、市長、教育長、平成24年4月実施を明確に再度、確認していただきたい
と思います。

ここで本題に入りますが、このたびの一宮への機能集積ということで、それなり
の効果は出ますが、私は市の将来を考えたとき、次のステップとして以下のような
ことを考えております。

少子化が進む宍粟市では、学校規模の適正化は避けて通れない課題です。計画で
は現在19校ある小学校を順次新しい校区に編成し直すということで、5カ所ほどの
新校区の実施を一定の目標に、今、進んでおります。そして最終的には市内を10校
区とする方向です。そうなりますと、旧一宮町で2校区、旧波賀町、旧千種町で、
おのおの1校区ずつとなりまして、その4校区内の小学校、中学校を合わせた児童
生徒の数が現在は1,306人ですが、平成27年には1,041人、平成29年には300
人ほど減少して1,001人になると見込まれております。そうした先を見たとき、
1,000人ほどの児童生徒の数の4校区に2カ所の給食センターが本当に必要でしょ
うか。

そこで、例えばその4校区の各学校にできるだけ等しい距離の場所で、なおかつ
事業に過疎債の使える、つまり旧波賀町の南部あたりに1カ所、利用者数に見合っ
た規模の給食センターを新規に建設することが、長い将来を考え、また現在のセン
ターの老朽化等を考え合わせたときに、より効率的で経済的、合理的な給食事業が
可能になるのではないかと私は考えます。新たに建設する場合の建設費用ですが、

先生方の人数も含めて、あるいは幼稚園、保育園まで含めても、1,200人から1,300人規模のもので十分ではないかと考えます。

そこで、参考にしていただきたいのが、お隣の佐用町の給食センターです。昨年7月に竣工したばかりですが、規模は1,600人から1,700人用です。工事費として当初7億円ほど見ていたということですが、入札の結果、5億円程度で完成したということです。最新鋭の設備でアレルギー対応の調理室も備えておるものです。宍粟の場合、廃止するセンターにまだ使える設備部品があると思いますが、仮にすべて新品で賄ったとしても佐用町のものよりも一回りも二回りも規模の小さい1,200人から1,300人規模のものであれば、どのぐらいの建設費用で済むかということは佐用町の5億円から考えて、皆さん、想像できると思います。その財源につきましては、佐用町の場合、経済対策の交付金を活用したようですが、ここでは過疎債を使えばいいと思います。こうして過疎債を活用して1カ所に集積して合理化すれば、現在千種の給食センターの年間運営費が約1,900万円かかっていることを考えれば、多分数年でもとをとることができます。

私は以上のような考えを持っていますが、市長、教育長のお考えをお聞きいたしたいと思います。今のこの時期にこのような提案をすることは一宮への集積事業の邪魔になるというふうなことを言う人があるかも知れませんが、そうではありません。一宮への給食機能集積は予定どおり粛々と進めるべきだと、私は強く思っております。その上で、年々減少を続けます市内の児童生徒数、それにあわせて進めていく学校規模適正化、そうした中で、将来の給食センター機能整備の次のステップとして、第2次機能集積とも言える、こうした提案も取り上げて、検討していただきたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

続きまして、2番目の観光立市に向けてでございます。昨年度、観光立市宣言がなされまして、本年度の市政方針の中でも観光基本計画を策定しと、観光立市の実現に向け、市民、地域、事業者、行政が連携して取り組む必要があるというふうに書いてあります。市長は昨年、6月議会での私の質問に答えて、市民一人一人が地域の個性、特色を生かした地域づくり、イメージづくりの活動に参画をして、心のこもったもてなしをすることが持続可能な観光振興につながると言われました。確かにそうでしょうが、しかし、そういうどっちかいうと他人任せ的な抽象論では観光立市は実現困難ではないかなと私は思います。

というのは、観光立市、この漢字、言葉を思い浮かべていただきたいと思います。簡単に観光立市と言われますが、立市とは市をそれでもって成り立たせる。つまり

観光で市は食っていくんだという、市が豊かに成長していくための大きな柱の一つに観光を据えるんだというのが観光立市だと私は思います。しかし、観光資源として全国レベルのものが無い宍粟市においては、口で言うほどそんな簡単なことではないと思います。観光というものを市の最重要施策の一つにきちんと位置づけして、全町、全市民挙げて知恵とアイデアと汗を出し合い、相当な投資をする覚悟でないと、観光立市の事業は、取り組みは難しいと思います。また、それを引っ張っていく、牽引する人の育成も大事なことじゃないかと思います。現在策定中の観光基本計画にどれだけの覚悟で、どんな内容が盛り込まれるのか、大いに関心と期待を持って見守りますが、条例や計画などと言うものは、えてして策定すること自体が目的になりがちです。そのようなことのないよう、しっかりと行動に結びつけていく必要があります。条例や計画がないと前へ進まんのかと、私自身は少々もどかしさを感じておるようなことをございます。

そこでまず1点目ですが、この観光立市という構想について、さらにその実現に向けて、市長は具体的にどのような考えを持って、どのような取り組みをしようとしておられるのか、お聞きしたいと思います。

二つ目以降は産業部長に答弁をお願いしたいと思います。

市民、地域、事業者、行政が連携した取り組みとして、これまでどんなことをしてきて、どんな成果が出ておりますか。細かな取り組みは結構ですので、大きなところでお願いします。

3番目が、観光情報の発信が重要であるとしています。これは当然のことです。情報の発信方法としてはいろんなことがあると思いますが、今年度250万円、補正で190万円に減額になっておりますが、190万円全額、県の費用をかけて神姫バス山崎営業所に観光案内所を委託開設しておりますが、その効果はどんなものでしょうか。

四つ目、最後ですが、特産物を生かした御当地グルメの開発のための研究会やコンテストの開催に取り組むとありますが、これまでに取り組んできた内容と今後の予定について伺います。特に観光協会や商工会が取り組んでおりますジビエ料理、猪鹿鳥の開発と特産品化に対しまして、市としてどのようにかかわろうとしておるのですか。資金面でのかわりも含めてお答えいただければと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 岸本議員の質問が終わりました。

大変議員には失礼と存じますが、この後十二分に議論を深めていただきたいとい

う観点から、間もなく12時になりますので、恐れ入りますが、午後1時から再開をさせていただきたいと思っておりますので、お許しをいただきたいと思います。

それでは、暫時休憩をいたします。午後1時まで休憩といたします。

午前 11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（岡田初雄君） 御報告を申し上げます。

本日、説明員の変更がありますので、お手元に配付しております議長あて通知書写しのとおり出席通知がありましたので、報告をいたします。

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

岸本義明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、岸本議員の一般質問にお答えをいたします。

先ほど岸本議員から期待を持って見守りたいというお言葉があったわけですが、これは見守るということでなしに、一緒になってやりましょうということにとらえさせていただきたいというふうに思います。

この考え方につきましては、前々からも申し上げておりますが、宍粟市につきましても、既に御案内のとおり、淡路島がすぽっと入ってしまうというような大きな面積を有しております。桜の花にしましても、この市役所付近で4月の初めに桜を見たとするならば、連休の時期ぐらいには北部で桜が見られると、こういった非常に広範囲の中でいろんな資源があるわけでありまして、こういったことを有効に使っていくことが、これからの宍粟市の生きていく一つの道ではないかなと。そのことによって、農業、林業、あるいは商工業にも発展をしていこうと思っておりますし、そうしたことに持っていかなければならないというふうに考えているところであります。

市内には50名山を初め、数多くの景勝地、あるいは山野草、歴史遺産等、いろんな資源があるわけでありまして。この資源を生かし、だれもが訪れてみたいと思う観光のまちづくりを進めるために、これまでの観光に関する市民の思い等を検証し、市民の皆さんと一緒に本市の新しい観光振興を推進するために、この6月に観光基本計画策定検討委員会を立ち上げたところでございます。住んでよし、訪れてよしの地域づくり、まちづくりを進めていく上で、宍粟ならではの計画の策定と、さら

に魅力ある宍粟市を目指して取り組んでまいりたいというふうに思います。

先ほど、条例のあるなしということが言われておりましたが、私もいろんな規則とか条例とかたくさん、ほんとはないほうがいいわけですが、特にこの観光ということになりますと、やはり共通認識というのが私は必要ではないかなというふうに思います。けさほどだったか、もみじまつりの話が出ておりましたが、これもいろいろやる人はやるけど、近くにおっても知らん顔する人は知らん顔すると。こういう認識では観光立市というのは成り立たないということで、共通認識をつくっていくことも一つの大きなねらいでもございます。そういう中で、一人一人がそういう意識を持ちながらやっていくということが重要であろうというふうに考えております。そしてまた、この議論を踏まえながら、行政の機構のあり方、あるいは予算等についても検討をしてまいらなければならないというふうに考えているところであります。

それから、2番、3番、4番につきましては、それぞれ担当部長のほうからお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 岸本議員の御質問にお答えをいたします。

給食センターの機能集積でございますけれども、学校給食センターの機能集積につきましては、たびたび申し上げておりますけれども、子どもの給食の提供の環境を変えずにこの集積をやるということでございます。平成24年4月に波賀学校給食センターを廃止して、その機能を一宮学校給食センターに集積するため、現在波賀管内におきまして説明をして、理解を求めておるところでございます。非常に長い期間、いろいろ説明し、理解を求めている中で、一定の結論を出す状況が参ってきておると思っております。適切にこの方向性について判断をさせていただきたいと考えております。

次に、議員の御提案の次のステップという問題でございますけれども、第2次の機能集積について、現時点でどうかという部分でございますけれども、具体的に検討は現在行っておりません。しかしながら、各学校の給食センターについても、いずれ将来においては施設や設備の老朽化、あるいはいろいろ今日的な課題になっております食物アレルギー、児童生徒に対する対応等、いろいろな新しい課題に対しての対応も必要になってこようかと思っております。そういう意味では、安全で安心な給食を提供するために議員御提案いただいたことも含めまして、これからいずれかの時期に総合的に検討する必要性が生じてくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、岸本議員の3点についてお答えをさせていただきたいと思います。まず、これまでの観光施策の成果についてということでございます。

御案内のとおり、宍粟市が合併以降、観光協会も平成18年に新しく統合いたしまして、宍粟観光協会として発足以降、それぞれ観光協会が主となりまして新たな宍粟のよさの再発見のために50名山のPRガイドを初めといたしまして、数々の事業をとり行ってきてるところでございます。そのような中で、一定の成果は上げておりますが、やはり昨今の経済情勢、それから姫鳥線開通によります交通アクセスの変化、さらに大きく考えられます観光客の嗜好の変化等々、入り込み客としては若干減少しておりますが、宍粟市においてはやはり、午前中も出ておりました体験型ツーリズムでありますもみじまつりを初めといたしまして、年々訪れるそれぞれの体験型ツーリズムに関する観光客はふえてるといふふうに分析をさせていただきます。特に地域づくりですとか、手づくりの観光指向へということについて、今後も努力をしていきたいというふうに思っております。特に観光客のニーズを今後は的確に判断することによって、人数だけではなく、明確な目的を持った来訪客、観光客の誘致ということについて、今後主眼を置いて取り組んでいきたいなというふうに考えるところでございます。

それから、次の観光案内所の費用対効果の部分でございます。御案内のとおり、4月23日に宍粟市の公共交通の唯一の機関であります神姫バスの山崎営業所に開設いたしました観光客に対しまして、特に比較的利用の多い土日に観光案内を開催したところでございます。4月から開設いたしまして、4カ月余りの中で一番多いのは、やはり三宮発の高速バスを利用されてこられるお客様が非常に多いというふうな分析も出ております。特にその中の要望として、藤まつり等々もあつた関係もでございます。花に関する問い合わせ、それから巨木、銘木に関する問い合わせ等が非常に多くあつたというふうに分析をしております。

また、これから秋にかけてはもみじ山を初めといたしまして、それぞれ身近な観光地での観光客の誘致についての場所ということで、期待が持てるところでございます。具体的な数字につきましては、8月末で延べ364の方が利用されております。なお、現在の場所等については、今後立地的な課題もございますが、一定の効果はあらわれてるといふ分析の中で、今後も引き続き動向を見ながら検討を加

えていきたいなというふうに考えているところでございます。

次に、3点目です。特産物を生かした御当地グルメの取り組みと市の考え方についての御質問でございます。

昨年度より市内で捕獲されましたシカ・イノシシ等の有害動物の有効利用ということで、商工会独自事業で行っていただきましたやる気観光地サポート事業によります猪鹿鳥料理を宍粟市の名物として発信していこうという会員相互の考え方の中からオリジナルのメニューを考案していただきまして、パンフレット等を配布し、昨年度からPRを重ねております。また、本年度に入りまして、特許庁等の商標登録も取得されまして、本格的にジビエ料理として特産化を進めていくという中で、この春と、あわせまして、ことしの11月に姫路で開催されますB-1グルメの御当地グルメの中にも出店をさせていただいて、期日といたしまして11月12、13日でございますが、両日で約4,000食の、それぞれ猪鹿鳥料理の提供を考えるところでございます。

今後、宍粟観光協会の中では、食の面からも広く宍粟を知ってもらおうと猪鹿鳥料理を考案されたものでございますので、市といたしましても、それぞれのイベントの中で、PRもあわせて行っていきたいというふうに考えるところでございます。

それと、御質問にありました、具体的な市の助成なりの御質問でございます。まず、平成22年度から猪鹿鳥料理につきましての商標登録の費用、それから猪鹿鳥パンフレット、それから猪鹿鳥の各店舗へののぼりの作成を今、行っております。その他いろんな経費を含めまして、昨年から直接的には150万円程度の額が観光協会からこの部分について支出されるというように考えております。また、間接的には今回のイベントにつきまして、市の職員の、ボランティアとしておもてなし隊という名称をつけてるわけでございますが、11月12、13日の両日、サポートとして市職員のボランティアをおおむね10名程度、今、予定をしております、職員のほうからの応募もあっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 最初の給食センターの話ですが、一応平成24年4月集積実施という方向だと承りましたが、まだきちっと答えが返ってきてないんで、確かなのか、準備が今からそういう状態で間に合うのかなというところは心配なんですけども、そういう点で心配はございませんか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、平成24年4月実施については変わりはないということで、その予定で説明し、理解を求めているという部分でございます。それから、それに向けての準備について間に合うかという部分につきまして、これにつきましても十分、平成24年4月実施について対応ができるという、そういう段階でございます。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） よくわかりました。それと、私の提案した第2次集積というようなものなんですけども、学校規模適正化が進んでいく年度と、児童生徒の数の減少の仕方、そして過疎債の使い方、今のところ5年間ということで、まだその後またそういうことが引き続きあるかとは思いますが、今のところ、とりあえず平成27年度までというふうになっておりますが、そういったことも考えた上で、これは私の一つの考え方を提案したもので、次のステップを検討する際に、また参考にさせていただければなというふうに思います。

それで次は、観光のほうなんですけども、今、検討中の環境基本条例とか観光基本計画の制定までのスケジュールをちょっと教えていただけますか、いつ。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） お尋ねの観光基本計画なり条例につきましては、当初、ことしの12月の段階でそれぞれ一定の成果が出るということで思っておったわけですが、6月の1回目からの開催、3回行ってますが、やはり先ほど答弁もありましたように、それぞれの関係者なりの意見を十分拝聴する中で、結論ありきではなしに、その過程を尊重するという意味から、現在の予定ではこの年度中いっぱいをかけて、基本計画なり条例の策定に持っていきたいというような考え方でございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 観光協会の先ほど話も出ましたが、事務局は今、市の産業部観光商工課が持つておるわけなんですけども、観光協会と市の観光課の事業のすみ分けについてちょっと説明をいただきたいのと、今のままで全然問題はないのかどうか。そして市の事業評価によりますと事務局を外部、例えば商工会等へ移行させることによって、新たな展開の可能性があるとというふうに事業評価で書いてありますが、これはどんな可能性を指摘しとんのかなというところを、ちょっとお答えいただきたい

いと思います。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、宍粟観光協会のそれぞれ組織等の行政とのかかわりについての御質問でございます。

宍粟観光協会は法人化を行っていない公共的な団体であります。観光協会の意志決定は、年1回の会員の総会で行われます。それぞれの内容等につきましては不定期であります。年間3回なり4回の理事会の中で、実質的な運営の方針なり予算も決定されるというふうを考えております。

その次に、決裁行為等々につきましては当然会員の互選でございますので、会長なり副会長は会員の中から出されておりますが、決裁行為等につきましては、原則的には市の決裁規定に準じてそれぞれ行っております。監査委員等々につきましても、それぞれ会員の中から互選をされているというところでございます。

また、お尋ねの事務局の体制でございますが、調べてみますと都道府県の大きな観光協会によりましたら、選任の職員のほか、都道府県からの出向なり、観光事業者からの出向で構成されている場合が多いと。近隣の市町を見ましたら、やはり事務局は宍粟市と同様、直接市の職員が兼務をしているという場合が多いというふうを考えてございます。

観光協会はもともと観光振興の専門的な団体であるという状況の中で、学術的というんですか、専門的に観光行政を考える部分と各イベントを自主的に行う、この二つの部分があると思います。当然今言われますように、市の商工観光課の中に事務局を一緒に置いて職員も一緒という状況については、必ずしもすばらしい姿ではないというふうにも考えております。先ほど申し上げました観光協会の事務所、また、それぞれの職員のあり方等についても今後の検討課題ということで考えていきたいなというように思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） ということは、外部へ移す可能性も大いにあるということですか。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） 昨年も当議会の中でも同様の質問をお受けしたと思います。今年度に入りまして、商工会の中でこの話もさせていただきました。具体的な話としては、やはり商工会自身も人員の削減なり規模の縮小という中で、観光協会

の事務局そのものを引き受けるということについては今の現状では難しいというお話もございました。しかしながら、先ほど言わせていただきましたような課題もございしますので、外部に移すことも含めまして検討させていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 山崎バス停の観光案内所の話も簡単にしたいと思うんですけども、主要事業の説明によりますと目標1,000人と、案内が。いうふうなことで、今んとこ364人ですか、という実績だそうなんですけども、大体観光に行こう、宍粟のほうへ行こうとしたときに、高速バスは別ですけども、大概自分で事前に調査してどこへ行きたい、何を見たいとかいう形で、今はもうほとんど車でおいでになるのが大半かと思うんで、あそこにそれだけの190万円、200万円かけて委託して観光案内、パンフレット置くぐらいは結構ですけども、そういうことが必要なのかなと。もっと効果的なお金の使い方というか、PRの仕方、情報発信がないんかなという気もしておりますので、これは私も別にアイデアがあって言うわけじゃないんで、何か考えていただきたいなと思います。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） 観光案内所の目的等は議員おっしゃったとおりでございますが、場所等については、先ほど申し上げましたように必ずしも的確ではないということの判断をいたしております。先般の宍粟市への入り込みのアンケート等によりますと、95%までが公共の交通機関ではなしに自家用車を使われてるという結果も出てるというふうな状況でございますが、今回の観光案内所につきましては、必ずしもこの案内所が適切じゃなしに、観光客の動向なりも含めた中で試験的に雇用促進事業を活用させていただいて行ってるということなんで、総合的に、また検証をさせていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） はい、結構でございます。

あとは観光協会とか商工会なんかと連携して活動してきておりますので、それはどんどん進めていっていただきたいと思うんです。特に宍粟50名山なんかは非常に素晴らしい企画で順調に進んでおるようですが、今後とも市のほうとしても情報発信とか受入体制などで、ますます側面からでも手伝って伸ばして行ってほしいなど

思うんですが、あわせて市内には山間部に溪流のそこそこに大小取りまぜてたくさんの滝がございます。周囲の景観も非常に、私、全部行ったわけじゃないんですけども、写真を見せていただいて、非常に景観もすばらしいところが多いので、何とか宍粟50名山に続いて、宍粟50名瀑とかでも銘打って売り出せばと思って、この前ちょっと観光課の人に話ししますと、そういうこともちょうど考えておったとこだということ、そういうアイデアもありますということだったので、ぜひともその面でも進めていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） 御案内のとおり、滝も今言われたとおりでございます。そのほか、先ほど申し上げました巨木、銘木等についても、やはり宍粟市を訪られるお客さんのそれぞれの目的をお聞きしたところによりますと、やはり温泉と並行してあるのが自然探索、それからその、自然ということを言われてます。当然今言われてます滝につきましても十分、先般の観光協会の理事会の中でも出ております。具体的な方法について、また検討させていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） そうした中で、先ほども出ましたジビエ料理の猪鹿鳥なんです、市のほうとしても相当肩入れしていくということなんです、もっといわゆる組織的な取り組みやメニューづくりのほかに問題点があるんですよね、実は。材料の調達とか、保管とか、流通とか、そういった協会とか商工会ではなかなか解決困難というか、取り組みにくい、そういう事業もありますので、そうした面で、行政のほうとして資金面も含めてもっと積極的にかかわっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） 御指摘のとおり、商工会の会議ですとか経済同好会での会議等でも猪鹿鳥料理の一つの課題として、やっぱり食材の確保ということが挙げられております。御案内のとおり、有害でシカ・イノシシ等の捕獲数は多いわけですが、食材としてそれぞれ保管し、市内の量販店、それから指定管理施設等にいつだれが来られても提供できる状態には今なってないというのが大きな課題でもございます。やはり今後につきましては、それぞれ有害動物の処理加工施設のことも含めまして、一体的な施策の中で考えていきたいなというふうに思っております。

ます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） もう時間がございますので、最後に一応、観光計画、基本計画が今年度いっぱいということなんで、ぜひ参考になるかどうかわかりませんが、聞いていただきたいなと思うことがあります。

去年の6月議会でも申し上げましたが、観光で宍粟と聞いて、ああ、すぐあのまちかというふうな、ほかのまちの人、ほかの県の人が即座に思い浮かべてもらえるような、そういうことが観光の基本にあるんじゃないかと思うんですが、そのためにはまちの、市のイメージづくりと言うんですか、イメージアップ策も重要だと思います。そして国道、県道、あるいは中国道を経て市内に入った瞬間に、ここは宍粟という強い印象を与えるようなまちづくりとか景観づくりも大切なことではないかと思えます。

例えば、大通りの歩道は特色のある色彩の敷石で統一するとか、街灯も、ポールも特定の色彩で統一し、観光案内板もほかの看板から際立つように、同じ形状、同じ色彩の枠できちっとつくっていくと。そういうふうな、いわゆる景観条例とは言いませんが、行かなくても、要はほかのまちにない宍粟市の特色ある景観づくりも必要じゃないかなというふうに思えます。

そのように景観を特色づけて整備を5年計画とかいう形でやっていただきたいし、その一方で、前にも言いましたが、観光協会、商工会などと一緒に協議して、何とか〇〇競技全国大会と銘打って、優勝すれば日本一の称号を市長から授与するというような、日本のどこにもない競技を宍粟市で新規に開発していただきたいということを再度申し上げます。

特に、先ほど出ております、山や森や湖などを活用した、私はターザンの森と呼んどんですけども、そういうターザンの森とも呼べる自然の中で、できるだけ人手を加えずに自然を生かした競技を考えていただけんかなと。若者や、あるいは親子、夫婦と、いろんな人が挑戦できて、応援の家族や友達も同時に呼び込むと。マスコミにも話題を提供する。予選を含めて2日間の日程で、泊まり客を期待して毎年継続して行いたいと、そういう。そこではジビエ料理、猪鹿鳥も味わっていただくというふうなことも考えます。そうしたことを考えていただきたい中で、そういう場合にはぜひ中学生とか高校生とか、そういう若い人の意見も交えて考えていただきたいなというふうに思えます。

宍粟市には確かに山や水やアユや山菜、史跡等々、観光資源があつて、今までそれを活用しておるんですが、観光立市とまでうたう以上は、今ある資源に加えて、新たにやっぱり観光資源を私はつくり出すべきじゃないかなというふうに思います。無から有を生むという発想が観光にも必要ではないかなというふうに考えます。策定中のそういう基本計画には、今言いましたような考え方とか視点とかいうものをぜひ取り込んでいただきたいなと思いますので、最後に部長か市長か、一言お願いします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、いい提言をいただきまして、委員の皆さんのそういうことも含めて、今、いろんな部会に分かれた協議もしていただいております。いろんな資源を組み合わせるということで新しい資源というふうにも生まれてくるんじゃないかな、こんな考えも持ったりしながら、今提言をいただきましたようなことも取り入れながら、ぜひ進めてまいりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、1番、岸本義明議員の一般質問を終わります。

続いて、14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） それでは、6月議会に続きまして、同様の質問内容になるかと思えます。1番目には幼保一元化計画は再検討をというふうに書いておりますけれども、この間のいろいろな動きを見ておりますと、再検討というよりも撤回をというふうな内容での質問になりましたので、そのような内容で聞いていただければと思います。

まず第1番目でありますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項では、教育長に委任できない事務として、その第1号には教育委員会に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関することが挙げられております。さらに、第29条では、自治体の長は歳入歳出予算のうち教育に関する部分、その他、特に教育に関する事務について定める議会の議決を得るべき事案を作成する場合には教育委員会の意見を聞かなければならないと定められ、これも第26条2項6号で教育長に委任できないとされております。この部分はきょうの最初に岩路議員が取り上げられた内容であります。

今回の幼保一元化、波賀学校給食センターの廃止、小学校統廃合は、すべて行政改革大綱が大もとにあり、その予算編成の基本方針となっていることは今や明らかであります。しかし、教育委員会に資料要求した回答書では、行革大綱の教育委員会関係部分への教育委員会としての協議、報告はないとの回答であります。なぜこ

のような重要事項を教育委員会は意見具申されなかったのか。また、市長は意見聴取されなかったのか、市長、教育委員長、教育長に見解を求めるものであります。

次、2点目であります。

教育委員会への資料要求で、公立幼稚園、保育所の教諭、保育士の人件費の実態を取り寄せ、民間の保育所にもその実態をお聞きすることができました。民間保育所の人件費は、公務員の多くて6割から7割程度であります。さきにも述べましたが、第二次宍粟市行政改革大綱で幼保一元化の方針が示され、教育委員会が実施主体となっております。教育委員会は子どものためと力説されるわけではありますが、真のねらいは公務員削減による財政効果がねらいであるのではないかと思います。もしないのであれば、こども園を設置した場合、運営主体となる民間保育所の職員の人件費を公務員と同等に引き上げることはできるのでしょうか、お聞きするものであります。

次、3点目であります。

社会福祉協議会以外は厚生労働省が適切じゃないとしている理事会に公務員が入ることや、現状の市の規則では社会福祉法人に公務員を派遣できないのに、説明会では相変わらず同じ説明を繰り返しておられます。前回の答弁では、関係行政長は指導権限を持つ行政機関であり問題ないとしましたが、厚生労働省県健康福祉部に問い合わせてみますと、厚生労働省が出している指導通知は公私分離の原則から差し控えるべきとしており、公務員が理事になるのはだめとの回答を得ております。教育委員会としての見解は正しいのか、お聞きするものであります。

次、4点目です。

以上のことを踏まえると、千種市民から請願が出ているように、認定こども園の計画は撤回し、今までどおり公立幼稚園、公立保育所、民間保育所で、保護者が選択できる制度を残すべきではないかと思えます。さらに教育委員会には児童福祉法の定めのある保育所を所管とすることにもともと無理があり、こども未来課は廃止し、従来のある方に戻すべきではないかと考えるわけではありますが、いかがでしょうか。

次、2点目であります。

幼稚園にも給食を実施するとともに波賀学校給食センターの廃止は中止をとということについて、お聞きするものであります。

まず1点目であります。

今回、教育委員会に要求した資料によりますと、市内の学校給食センターの4施

設の主な備品の法定耐用年数は、ボイラーの15年以外は、ほかはすべて8年に対して、その経過年数は山崎と波賀は18年、一宮が16年で、大幅に耐用年数を超しております。

さらに建物で見ますと鉄筋コンクリートは38年でありますが、鉄骨づくりは31年であります。そういう観点から見ますと、一宮の給食センターより波賀の給食センターのほうが建物の耐用年数は長いということになります。ということは、波賀の給食センターのほうが長く使用できるということであります。しかも、波賀の調理能力は1,000食に対し、今年度の調理食数は一宮、波賀合わせても1,167食であり、数年後には波賀の給食センターで賄える食数になることは確実であります。学校給食センターはもともと自校方式が理想であり、給食センターは子どもたちの近くにあればあるほど教育的効果も上がり、真の地産地消も実現できます。説明会で波賀の方が言われておりましたが、波賀の食べ残しが一番少ないのは、長い給食の歴史とともに学校や保護者の食育の成果と発言されております。私も同感であります。

以上のような実態を踏まえますと、一宮への統合は根拠がないことになります。市長、教育長並びに教育委員長の見解をお聞きするものであります。

次、2点目であります。たとえ統合して調理員をふやさずに波賀の給食数、約300食もの給食がふえれば、一宮の調理員の労働強化にもつながります。しかし調理員をふやさなければ教育委員会が繰り返し言ってきた財政効果2,000万円の根拠は崩れると思いますが、どうでしょうか。私は教育には行政改革はなじまないと常日ごろから思っております。波賀の学校給食センターの廃止計画は中止すべきではないでしょうか。

次、3点目であります。

今現在、宍粟市内で幼稚園の預かり保育が実施されております。それを利用して保護者は、毎日お弁当を子どもに持たせているのが実態であります。このように、調理食数が少なくなっている今こそ、幼稚園児にも給食を提供すべきではないでしょうか。市長、教育長、教育委員長の見解をお聞きするものであります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 岡前治生議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 今、御質問がありました7点あったかと思っておりますけれども、お答えを申し上げます。

まず1点目の件でございますけれども、宍粟市として策定した行政改革大綱とい

う部分でございますけれども、この行政改革大綱は将来の行財政を見通して市長が改革の基本方針を示すものでありまして、議会の議決を得るものではないと考えております。その結果についても、法的な部分はないかと考えております。教育委員会といたしましては、地方公共団体の長、いわゆる市長と十分な意思疎通を図り、調和のとれた適正な事務執行に努めるということにつきましては言うまでもないわけでありまして、所管する個々の事務事業についての方針等については、個々、その都度協議し、報告を行っておるものでございます。幼保一元化、あるいは学校給食、波賀学校給食センターの機能集積、学校規模適正化等についても、それぞれ教育委員会で方針を協議して、市長と十分意思疎通を図りながら進めておるところでございます。

また、教育委員会といたしましては、教育行政の執行機関として権限の範囲内において事務を執行しているものであり、その事務執行に係る予算編成については当事者たる教育委員会として予算見積もりを立てる中で、市長はこれを聞いた上で教育委員会関係予算を編成し、議会に議案として提出をさせていただいておるところでございます。

それから、2点目の教育委員会は子どものためと力説するが、真のねらいは公務員削減ではないかという、そういう御質問でございますけれども、これも今まで何度もお答えしておる部分かと思っておりますけれども、幼保一元化につきましては、いわゆるその効果を行財政改革による経費削減というよりも、我々が常に申し上げておりますように、教育委員会が申し上げておりますように、集団での教育が必要となる就学前の子どもたちに適正な集団を確保する中で、教育・保育環境を整備しようという、そういう部分が基本的な大きな目標であります。多様化するニーズに対して、そのニーズに適切、柔軟に対応する子育て支援をしていこうというのが基本的な考え方でございます。また、行政改革というのは、基本的によく経費削減というふうに言われるわけですが、いかに効率的、効果的に市民への行政サービスを進めていくかという基本的な中で子どもの教育・保育をより効果的に提供していく仕組みを実現していこうというのが我々の、この幼保一元化の基本的な考えであるという、そういうふうに思っております。

また、民間保育所と言いますか、社会福祉法人の保育所の職員の人件費を公務員と同等に引き上げることはできるのかというような御質問であるわけですが、基本的にはこの施設の運営費というのは、国の定める人件費を含む保育単価によって支払われておるわけでございます。当然、法人においては、その人件費について

は法人が決定されるものである。そういうふうに考えております。

それから、3点目の、これも前回の質問と全く同じであるわけですがけれども、同じふうに答えるしかないわけですがけれども、いわゆる公務員が理事になることはどうかという、そういう質問であるわけですがけれども、前回申し上げたとおりの見解でございます。

それから4点目の今の制度を残すべきではないかという、いわゆる保育所、保育園、あるいは幼稚園という、そういう形だと考えておりますけれども、先ほどから申し上げておりますけれども、幼保一元化というのは集団の中で教育が必要という、そういう、いわゆる就学前の子どもたちの発達段階の時期があるわけでございます。そういう子どもの集団を適正化するということが、何度も申し上げますけれども、大きな目的であり、あるいは社会の変化、あるいは保護者の労働環境といいますか、就労の多様化、そういう部分に対して的確に対応していくということが基本でございます。

ちなみに、昨日も申し上げましたけれども、例えば波賀町で極端に少ない、今、ゼロ歳の子が、この年は極端に少ないわけですがけれども、13人という状況がございます。千種町とは少し男女比が違いますけれども、男の子が10人と女の子は3人であるわけです。そういう中で、果たして今の制度が未来を担う子どもたちにとってほんとにいいのかということ、ぜひ御理解をいただきたいと、そういうふうに考えております。宍粟市の中で子どもの数が減ってきている、そういう中で、幼稚園、保育所というのがそれぞれ運営していくという、そういう中で、子どもの集団規模が確保できないという状況が現状としてあるわけでございます。そういう中で、我々は市としてよりよい教育・保育環境を何とか子どもたちのためにつくっていくという、その基本的な考え方が、いわゆる認定こども園の整備という、そういうふうに考えておるところでございますので、今の制度を残すべきかという部分につきましては、我々としては幼保一元化を進めていきたいという方向については変わらないところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから5点目の、いわゆるこども未来課を廃止しという組織の問題でございますけれども、宍粟市ではより効率的、効果的な行政運営という組織機構の改革を取り組んでおるところでございます。そういう中で、その一つには今までの縦割りと言いますか、そういう組織の中で教育・保育を切り離して行政運営をしてきたというそういう組織を就学前の子どもに係る教育・保育の施策を一体的に、あるいは効果的に推進していくために、平成22年からこども未来課を教育委員会の中に置いた

という部分でありまして、むしろこれから国の流れ、あるいは県の流れも、いわゆるこども園というのが一つの大きな流れでございます。そういう意味では、むしろ時代の要請にこたえられる、そういう組織であるというふうに考えております。

それから、給食センターの部分でございますけれども、まず耐用年数がというようなことや1,000食で波賀のほうが調理能力という、そういう部分でございます。

減価償却資産の耐用年数という部分では、いわゆる波賀のほうが少し長いというのは、議員が御指摘いただいたとおりであろうかと思えます。ただ、給食センターというのは、その鉄筋コンクリートといいますか、そういうものが長い、短いという部分もありますけれども、基本的には調理能力というのが基本的な給食センターの大きな問題でございます。そういう意味では波賀の給食センターの管理スペースはいわゆる受配校に合わせたつくり方をしております。そういう意味では今、4校といいますか、波賀の子どもたちの学校給食について提供しておるわけですが、そのシステムを4校以外に変えるという、そういう形にはなっておらないということでございます。そういう意味では、この一宮への統合が望ましいと考えております。

それから、食べ残しといいますか、そういう部分でも御指摘いただいたように、波賀の部分については非常にいい形で、残食が少ないというのも現状でございます。その部分につきましては、我々は教育委員会といたしまして、食育を初め、いわゆる給食指導を含めまして、各学校で取り組んでいただいておりますし、改善をしておるところでございます。

それから毎回出てくるわけですが、自校方式という話が出てくるわけですが、宍粟市としてはセンター方式が最適であると考えております。

また、波賀で数年後に1,000食という、そういう推計といいますか、お話もありますけれども、波賀で1,000食ということについては難しい数字であると、そういうふうに考えております。

それから、調理員の増員と財政効果という部分でございますけれども、機能集積することによって、一宮学校給食センターにおいて当然受配校もふえますし、提供する食数もふえてくるわけでございます。そういう意味では、調理員等、必要な職員は当然配置するわけでございます。配置する職員は、現状の職員の中で対応するということでございます。機能集積後の一宮の職員数は、当然増員するということでございます。この削減効果という部分でございますけれども、これもたびたび申し上げておるわけですが、波賀の学校給食センターの廃止に伴いまして、需

用費や役務費、あるいは委託料、維持管理経費と、それから所長の人件費ということでございますので、このいわゆる波賀で所長以外の職員、月額に配置されている職員という部分につきましては、いろんな形で配置がえ、あるいは増員という形でいくわけでございますので、そういう部分も御理解をいただきたいと思っております。

それから、これもこの前も出てきたかと思っておりますけれども、お尋ねになったかと思っておりますけど、幼稚園への給食の提供ということですのでけれども、6月議会でもお答えしたとおりでございます。市においては就学前の教育・保育環境の整備ということで、幼保一元化、認定こども園の設置を推進をしておるところでございます。そういう意味では、短時間保育あるいは長時間保育を問わず、給食をこども園の中で提供するという、そういう環境を整えよということを考えておるわけでございます。したがって、幼稚園での給食については考えていないというのが現在の考えでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） ほんまに答弁聞いとったらむなしくなってくるんですけど、少しは今、午前中もありましたけども、千種の市民から1,800人の請願が出て、あなた方が、教育長にも同じような署名が出て、そういう中で議論してるんだということの一つは踏まえた上で答弁をしていただきたい。ほんとに何も変わらないのであれば、こんな議論全く無意味で、無意味な時間になってしまうわけですよ。あなた方が何も態度を変えないということであればね。ですから、もっと市民の声に真摯にとらえるとおっしゃったわけですから、もっと真摯な答弁をしていただきたいと思っております。

そういう意味ではですね、まず3番目に言いました社会福祉法人の理事会への市職員が参加する、このことについては、あなた方はこの本をもとに回答を寄せてきておられます。私、この本、取り寄せてみました。でも、あなた方は大変自分たちの都合のいいところだけを引っ張り出して、それでおまけに、ここ読み上げますけれども、この本には全く書いてない「なお、ここで監督権を有する行政庁とは法人の監督権、許認可権等を有する都道府県知事を指すものであり、法人の監督権、許認可等を有しない市は当然含まれないことになる」これ、だれの見解ですか。私、言いましたように、県の健康福祉部、厚生労働省に問い合わせました。厚生労働省が出してる公私分離の原則から照らして公務員が理事になることは差し控えるべきである。なつてはならないというふうに書いてあるわけですよ。にもかかわらず、こういうふうな勝手な言い分をされてる。この言い分、どこから出てきましたか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 岡前議員さんにちょっとお聞きしたいわけですが、健康福祉部のどこに問い合わせをされたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 反問権使っていただいてありがとうございます。

私がお聞きしたのは健康福祉部の福祉法人課です。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 我々も議員さんの質問に真摯に答えるべくいろんな形で情報収集、あるいは調査をしておるわけでございます。このいわゆる法人の許認可担当部署というのは県の健康福祉部社会福祉局社会福祉法人課でございます。その中で、何度も質問が出るわけですので、改めて確認をいたしました。そういう中で、どの部署でお尋ねになったのかという、そういう部分について、我々は確認、今させていただきますわけですが、これがいわゆる法人の許認可の担当部署ということで、この部署で責任を持って、いわゆる今、申し上げました派遣が可能であるという、そういう見解をいただいておりますということで、何も無責任に答弁をしているわけではございません。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） いや、違うでしょう。そやから、厚生労働省が出している見解というのは、公私分離の原則からして差し控えるべきである、こういう見解なんですよ。ですから、ここの社会福祉協議会の、このQ&Aに書いてあることというのは、あくまで関係行政庁とは当該法人に監督権を有する行政庁、でもこの行政庁というのは、地方公共団体も入るわけですよ。いわゆる市町も入るわけですね。だから関係行政庁という場合においては、私、詳しいところまで尋ねてもらいましたが、教育委員会が所管している社会福祉法人ということになると、当然その趣旨からいうと教育委員会の職員がその理事になることはいけないというふうなことでした。でも、ここであなた方が回答されているように、法律上問題があるかどうかということではないんですね。厚生労働省が、あくまで指導として公私分離の原則から照らして差し控えることということで指導していることを、私から言わせると、自分たちの勝手のいい都合で、市民を安心させるために理事会で公務員を参加させる、そういうふうにとっておられるのではないか。だから、私は厚生労働省とその県に対しても問い合わせしてみましたし、ですから、この本もあえて取り寄せ

て見てみました。ですから、この本にも書いてないことをあなた方が回答として伝えておられる。実際に社会福祉法人の理事に参加できますか。ほんとに参加できますか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 私は当然、今お示しのQ & Aの本も当然あるわけですがけれども、我々の具体的にこども園をどういう形で進めるかという部分につきましては、当然、許認可権のある県ともいろんな形で協議をしておるわけですが。そういう中で、宍粟市教育委員会が勝手な都合でというようなお話ですがけれども、そういう関係の部署と協議した中で、いわゆる県の見解としてこういう見解であるという、そういう見解に基づいて保護者、あるいは説明会上がっておるわけですので、それ、何か法律の問題でないというような、そういうこともあるわけですがけれども、我々としては当然その見解を尊重するというのが、その見解の中で判断してやっていくというのが基本かと思っております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） いや、だから、あなた方が説明会の中で市民を安心させるために言われておるのが、理事会に公務員を参加させること、そしてもう一つは幼稚園の教諭を派遣させること、この二つだけじゃないですか。だから、その一つの理事を参加させることが、国も県もだめだというふうに言っていますよということでは言いました。にもかかわらず、教育長のほうも県に確認した結果、それは大丈夫ですと言われたと言われるんですね。ほなそれは、先ほど、私は県議団を通じて調査をしたわけでありましてけれども、社会福祉法人課の職員の方の答えとして聞いたわけですがけれども、あなたも同じところで聞いておられるわけですよ。

○教育長（小倉庸永君） いえ、違います。

○14番（岡前治生君） それはどこですか。

○教育長（小倉庸永君） 今、申し上げた。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 聞いておる場所が多分違うんじゃないかなと、そういうふうに思っております。もう一度申し上げます。兵庫県の健康福祉部社会福祉局福祉法人課でございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） だから一緒なんですよ。一緒に、ほなそこの職員の見解が違うんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 昨日もきょうも確認をしておりますけれども、担当者に確認をしましたら、そういう問い合わせはなかったというようなお返事もいただいております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） こちらは県議団を通じてきちっと尋ねていただきましたので、今おっしゃられたことを確認することはできません。でも、そこまでおっしゃるのであれば、最終的にもう一遍県と国に問い合わせ、ほんとにそういうことが可能なのか。

それで、今もさっき言われましたけども、勝手なところだけは法人に任せるとおっしゃられるんですね。給与の問題も、今さっき言われましたよね。公務員並みに、それだけ大切な子育てを任せるとこども園に公務員並みに引き上げられますかと言ったら、それは法人が法人として決められることですよ、そんなところだけは勝手に投げられる。でも一番肝心の、本当に公私の分離の原則からして、民営化するということは行政が手を引くということなんですよ。そのことをあえて、まあ言うたら、おきてやぶりをしてですね、社会福祉法人の理事会に公務員を入れ込んで影響力を与える、このことから言っても社会福祉事業法にもある場所抵触するところがあるわけですね。社会福祉事業法では不当な関与を加えてはならないというふうな条文がありますよね。そやからそういう部分から行っても、公務員が入ることが不当かどうかということはありませんけれども、でも社会福祉法人という民間である以上、もう基本的には公の、そういう影響を排除する形でやるというのが原則なわけですよ。でも、あなた方がやろうとされているこども園というのは、それだけ心配だから、逆の意味で私たちを、保護者も含めて安心させるためにそうやって公の影響力を持たせますよというふうなことで、本来の社会福祉法人に対して圧力がある意味加える、影響力を持とう、そういうことで安心をさせようとしておられるというふうにはしか、私は思えないんですよね。その点はいかがですか。

だからあなた方、おっしゃいましたように、本当にこども園がすばらしいものであるのであれば、午前中もありましたように、皆さん納得されますよ。でも説明会をされるたびに、だんだん開きができてきている。これはあなた方が丁寧な説明をされるという以前の問題で、認定こども園そのものの問題が解消されない限り、認定こども園というのは保護者には受け入れられにくい問題だということなんですよ。そのことがあなたたちはわかっておられない。その点、どうですか。説明されれば

わかってもらえると思っただけですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） いわゆる法人という部分ですけれども、我々は当然公立の場合にはいわゆる公立として公がすべてを抱えながらやっていくという、そういう部分もあるわけですが、法人の活力を生かしながら適切に公がかかわっていくという、そういう部分が今申し上げておるところでございます。そういう部分が先ほども申し上げましたけれども、不当な関与を行わないという、そういうことが前提でございます。そういう中で、いわゆる公的に支援をしていくという、そういう考え方でございます。先ほどから理解を得られないという、そういう部分につきましては、申し上げておりますように真摯に受けとめなければならないという、そういうふうには考えております。

ただ、何度も繰り返して申し上げますけれども、子どもたちはある発達段階の中で、ある程度の集団の規模の中で大きくなると、なかなか、いわゆる我々宍粟市でも学力状況調査をしておるわけですが、小さい子どもの間の生活環境というのが生きる力、あるいは学力に大きく影響しているという、そういうデータも出ておるわけですが、そういう部分を含めて、これから宍粟の子どもたちを、貴重な人材でございますので、それを育てるためにそういう教育・保育の適切な環境を整えるということが非常に大事なことであり、そういう部分につきまして、今後も理解を求めていきたい、そういうふうには考えております。

なお、いろんなこども園というのは非常に新しいシステムでございますので、そういう部分では今後も理解を求めていきたいと、そういうふうには考えております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 長々と言うんはやめてください。こちらが聞いたことだけ答えてください。

それで、長々言うてやから忘れるんですけども、何を言うちゃったか。そういう中で、関与をしていくって言われたけども、教育委員会の事務局組織の規則を見たら、こども未来課こども育成係については、認可保育園に関する事、市立保育園の指導及び運営補助に関する事、こういうことで、もう今現状でもしっかり関与されておるじゃないですか。だから、なぜ新たにこども園をつくらなければならないか、そのことが全く見えてこない。教育長は適正な集団規模とおっしゃられますけども、ああ、思い出しました、先ほど教育長として大変問題やなと思ったんですが、今の言い方で言われたら、小規模な集団で育った子どもの学力は低いってあなたお

っしやったんと同じですよ。いや、そういうふうにとれますよ、私はそういうふうにとりましたけど。適正な集団規模で育ってない子どもの学力は低いとおっしゃいました。問題があるとおっしゃいました、低いとはおっしゃらなかったけども、統計をとってみたら問題があるとおっしゃいました。そうじゃなかったですか。それなら、何でその適正な集団規模という言葉が再々持ち出されるんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） これも今までも答弁させていただいておりますけども、基本的に子どもの発達段階の中で、先ほども申し上げましたように、例えば3人、あるいは13人のうち3人が女の子で男の子は10人というそういう中で、この中で、本当に子どもたちが遊んだり、あるいはともに助け合ったり支え合ったり、そういう活動が十分にできるということは、我々は考えてないということが適正な規模ということでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 今どき教育委員会が、しかも教育長が、これだけ男女平等、同権と言われている中で、男が3人だけで少ない、女性が10人だから多い、そういうふうな集団は適切な発達ができないというふうな、そんな考え方を持たれること自体、おかしいと思うんです。ですから、教育長にとって適切な集団規模って何人ですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） いろいろ解釈されることはあるわけですがけれども、私は男の子がどうか女の子がどうかということではないわけです。つまり、集団の中にいろいろな、例えばゼロ歳から5歳といういろいろな年齢の子どもたちがおり、男の子もおり、女の子もおり、そういう中で子どもたちはいろんなことを学んで社会に出ていくわけです。だから、男の子がいいとか女の子がいいとかいう問題ではなく、そういう社会の中でそういう意味では、いわゆる一番最初に示しております25人というのが基本的なスタンスでありますけれども、我々としてはいろんな形の、いろんな価値観の子どもたちが存在する中で、いわゆる集団教育ができる、そういうふうにご考慮しております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 今の25人というのは四、五歳児のことですね。

○教育長（小倉庸永君） はい。

○14番（岡前治生君） そやから4歳児で25人、5歳児で25人、それを1人の教諭

で、ほんとに一人一人目の届く教育なり保育なりというのは可能なんですか。国の今示しとる基準でも4歳以上は30人、3歳児については20人に、おおむね1人の保育士というふうな保育基準があります。幼稚園についてはもう少し多いですよ。でも、やっぱり現場の意見を聞いてみますと、そういうふうに人数が多くなると、ほんとに一人一人を大切にしたい保育や教育、そういうことはほんとに難しくなるとおっしゃられるんですよ。ですから、あなたが言われる25人というのは、ほんとはもっと少なくならなければならないはずなんです。今、少子化だからこそ、子ども一人一人を大切に育てていかなければならないんですよ。そういう状況にあるのに、あえて何で一つのところに子どもを集めて大きな集団にして育てなければならないのか。そのことも私はわからないし、多分保護者の方もわかりにくいんじゃないかなと思います。何で25人が適切やというふうに強弁されるんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） この幼保一元化計画といいますか、こども園の計画につきましては、当然いろんな調査といいますか、もしておりますし、あるいはいろんな懇談会の中でそれぞれの皆さん方の御意見等も伺っておる中で、義務教育に関する生き生きプランの作成の中でも当然調査をしておるわけです。そういう中で、いわゆる一人一人の子どもを大切にするとというのは、人数がどれくらいあっても議員御指摘のとおり大事な問題であろうかと思えます。ただ、そういう中でおおむねこれぐらいの規模が欲しいという、そういう保護者も含めての調査の結果もあるわけでございますので、そういうことも含めてこういう形で判断をしておるわけでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） あのね、そしたらね、例えば今の千種町の現状を申しますと、今5歳児、幼稚園と保育所を集めても全部で18人、4歳児17人、3歳児17人、2歳児15人、ゼロ・1歳児13人ずつですよ。これ、25人とどう関係あるんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） これ、いわゆるこども園をつくっていく、学校規模の適正化も同じですけども、基本的に一つの目安として、人数としてはこれぐらいな規模という部分があるわけですけど、当然今おっしゃられましたように、千種の子どもの数につきましてはそういう状況であるわけです。そういう人数をできるだけ確保しながら、地域性、あるいはそれぞれの校区の状況踏まえながら、総合的にいわゆるこども園をこういう形でやっていくという、そういう枠組みを示しておるわけ

ですので、何が何でも20人ないということであれば、例えば今、波賀で申し上げましたけども、ゼロ歳児が13人ですので、こども園が成り立たないというような、そういう理屈になろうかと思えますけども、我々は基本的に人数としてはそれぐらいの規模が欲しいという、あわせて地域性、あるいはそれぞれの校区の状況、そういうことを総合的に判断して、今の枠組みをお示しさせていただいておるといふ、そういうことでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） いや、だからね、おっしゃられるように、25人の根拠というのはある意味あいまいなもんなんですよ。13人しかいなかったら13人の集団できちっと成立するものやし、子どもたちはお互いの育ち合いをするわけですよ。だから、25人ないといけないというか、それが理想だとかいうふうな根拠はないんですよ。あつたら25人にしなければならぬわけでしょう。波賀と千種と合わせて26人の子どもを集めないと、教育長の持論で25人が一番適正なんじゃ、そうしないといけないわけでしょう。でも、そうしなくても13人が、たとえ7人、7人で保育所と幼稚園に分かれても、それぞれ7人の集団で子どもたちはきちっと育っていくわけですよ。子どもの育ちと云ったらそういうものでしょう。それが1人とか2人とかということになったら集団と言いませんけども、少なくとも3人以上おれば一つの集団としては成立するわけですよ。それに保育所もそうですけども、私とこの子どももきょう傍聴に見えておりますけども、みどり保育所で四、五歳児まで保育所にお世話になりました。でも保育所の場合は、4歳児、5歳児が少なくとも、4歳児、5歳児を一つのクラスとしてお互いに異年齢の子どもたちでしっかり成長していきましたよ。それ、25人なくても十分できますし、少人数だからこそ取り組めることもいっぱいあるわけですよ。だから無理やり、まして民営化してまで、社会福祉法人に委託してまでこども園をつくる必要性というのは今の段階では千種も波賀も求めてないんですよ。そのことをあなた方はわかっておられない。

ですから、今から5年後の、子どもが13人しか生まれなかったときになって、その保護者がもし、今のままでは保育所も幼稚園も人数が少な過ぎるからこども園をつくってくださいと言われたら、そのとき初めて検討すればいいことじゃないですか。何でこれだけ反対の意見、理解できない問題に対して、教育長はごり押しをしようとするんですか。全然真摯に受けとめておられないじゃないですか。真摯に受けとめるという言葉を知っておられますか。どういうことですか。学校の先生やったらわかるでしょう。

○議長（岡田初雄君） 教育長、答弁は簡潔にお願いします。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 先ほどの中で3人以上いれば集団として成立するという部分につきましては、私は子どもの集団の規模といたしましては、そうではないというふうに思っております。

それから、子どもの数が減って、そのときになって考えればいいという、それは私は子どもの教育というのは、これから5年、10年、そういう先を見据えた中で物事をやっていかないといけない、その時期が来て考えるというのは、我々としてはそういうふうには考えておりません。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） だからそこら辺がね、おかしいわけですよ。保護者が望んでないものをなぜ押しつけようとするんですか。子育ての主役は保護者ですよ。子どもが判断できないと言われるけども、保護者の方はちゃんと子どものことも考えて、少なくとも幼稚園と保育所の選択肢は残してもらいたい、山崎に住んでおられる方は保育所を一つ選ぶにしても民間の保育所も公立の保育所もあるわけですよ、幼稚園は校区がありますから同じ条件だと思いますけども。そういうふうに、ほんとに今、人口が減っていつているところから、そういう子育てのいろんな選択肢も奪おうとしている。もう既に学校を選ぶということも千種ではなくなろうとしているわけですからね。そういうところを、人口の減っている地域から進めよう進めようとするのではなくて、前にも意見が出とりましたけれども、例えば一宮北校区のように公立の幼稚園と公立の保育所しかない、そういうところで一度実践をしてみても、そして公立としてやった結果がこう、それがもし民間に移ったらこうなるであろう、そういうふうなことをね、一つ一つ段階を踏んですべきだと思いますし、私も地域から、波賀でいうと野尻幼稚園もなくしてもらいたくないという考えを持っておりますけれども、それでももし万が一統合しなければならぬということであれば、まずは公立の保育所の統合、そういうことから一步一步進めるべきじゃないか、そういうふうな意見も聞いております。

そういうことから言っても、すごくそういう意味では今回のやり方というのは乱暴なんですよ。あなたはそのときが来てからやるのでは遅いと言われましたけれども、今やろうとされていることが今の子どもたち、保護者にとっては、今ゼロ歳児の子どもたちが13名、四、五歳になったときにやられることと、そう大差はないわけですね。でも、その分救われるというのは、私が言いましたように、保護者のほ

うからそういうふうな意見が出てやられるのであれば、それはいたし方がない、そう思いますけども、今は保護者が今の現状のまま残しておいてもらいたい、今の制度を崩さないでほしいと言われておるのに、何でそういうふうに固執して、住民としての、地域としての意思表示をしっかりとやられておるのに、新たに丁寧な説明をするというふうなことでお茶を濁そうとされるんですか。もっと地域の声を聞いてくださいよ。どうですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） いろいろ意見があるということについては十分理解をしておるところでございます。ただ、保護者が全く望んでないという、そういう部分については、私はいろんな調査、いろんな中ではそうではないという、そういうふうに考えております。

それから選択肢の問題も、これも何度も御説明申し上げておるわけですがけれども、例えば現在の保育所と幼稚園がある中で、両親とも仕事に行かれて子どもを預けるという形になったときに、果たしてそれが幼稚園と保育所を選択できると思われましか。やはり保育所を選択しないといけないという状況があるわけです。そういう中で、何か二つの施設があれば選択ができるという、そういう誤解もあるんかなという、そういうふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） だからね、そういうことだけじゃないんですよ。だから、民間委託されるということも一つ大きな不安材料としてあるわけですよ。時間がないうから言いませんでしたけども、職員、幼稚園の教諭を派遣することについても、社会福祉法人は認められておりますけれども、今の市の規則では社会福祉法人はまだ位置づけされてないんですよ。でも、宍粟市内の保育所の中には、事業主体が宗教法人のところもあります。有限会社のところもあります。この二つについては、あなた方が幼稚園を将来的に山崎町で認定こども園ができて、そこが受け皿になるということになっても、幼稚園の教諭を派遣することは法律上もできないんですよ。そういうところの、全体としてできないところを社会福祉法人、今の千種のエリア、波賀のエリアに関しては、社会福祉法人だからできるんだ。そういうふうなことで、全体としてできないことをあたかもできるように言うこと自体が、私は保護者に対して丁寧な説明をされているとは思わない。それに先ほども言いましたように、理事の見解についてもきちっとした見解が出せないのに理事が参加できる、そういうことを強弁されること自体、私は保護者に対して大変失礼な説明だという

ふうに思います。そういうことは全くお感じになりませんか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、理事のことですけれども、強弁されるとかという、そういうお話ですけれども、我々としては当然、先ほどから何度も申し上げておりますけれども、そういうきちっとしたルートの中で確認をした上で申し上げておるわけでございますので、何かそういう強弁をということにつきましては、いささかどうかなというふうに思います。

それから、当然、社会福祉法人については条例改正が必要ですので、そういう整った中で、またそういう部分につきましては整えていかないといけないと、そういうふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） いやだからね、そういうふうな条件が整ってないのに派遣ができるとか理事に参加できるとかいうふうなことをあえて説明の中心にしておられるんですよ、説明書の記録を読みますと。だから、そういう点で保護者を納得させようとされてるんですけども、保護者にとっては一番肝心な部分が説明されないの、理解できない。それで、ますます保護者のほうも勉強されていきますから、そういう点で、こども園の問題点もしっかりつかんでおられます。そういうところが一つ一つ明らかになってないんですよ、あの説明会での回答を見ても。通り一遍のことしか言われておりません。

そういうことで、言いますけども、市長、今、行政改革大綱が本当に今、市の中心、言ったら悪いかもしれませんが、市の構想やとか後期基本計画やとか、そういうものよりも上にあって、そしてそれが予算編成の一つの目安になっている、そういうふうには私には見えてきております。そういう点で、市長として、行政改革大綱をつくる時に、教育委員会にも当然意見を聞かれるべきじゃなかったんですか。そういうふうには思ってなかったですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 行政改革大綱のものは、皆さんのほうが長らくおられるわけですから、いろいろ加わっておられるだろうと思います。教育委員会との関係につきましても、その都度、教育委員長の意向、あるいは教育長等の意向につきましても、事務局を通じて私のほうにいろいろ予算編成等にも出てまいりますし、それから、こちらからもそういう形で意思の疎通を図っておると、そういうことであります。

行政改革大綱というのは多くの皆さん、そしてまた議会でもいろいろ審議をされて、そして決定をしておるわけですから、これらについては粛々と実行していくということも非常に大事なことではないかと、このように思っております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 教育長は、行革大綱は議決案件じゃないからとおっしゃって、それで、市長は議会にも認めてもらったとおっしゃって、変やなと思うんですけども。でもね、行政改革大綱の中で、例えば市立保育所のあり方とかいうふうなことで書いてありますけれども、こういう中で、実際に金額的に平成26年度には2,300万円効果がありますとかいうふうな数字が具体的に出てきておるんですよ。ですから、幾ら教育長としては子どものため子どものためと言われても、その裏にあるものは公務員を減らして人件費を減らす、そのために民間委託を考えているということがあるということは御存じやと思うんですね。でも、それを言ったらどうしても理解が得られるわけないので、私はもう子どものためということで押し通そうというふうにされておると思います。

それと最後お聞きしたいんですけども、給食センターの調理能力、波賀の給食センターは1,000食です。ということは、波賀の給食センターで二、三年すれば賄えるということにならないんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、いわゆる1,000人になるという、そういう部分について、どういうふうに理解をさせていただいておるかということですがけれども、給食センターのいわゆる提供数ですがけれども、いわゆる生徒の部分で子どもの部分も含めると、いわゆる一宮、あるいは波賀ということでやりますと、平成24年で1,248という数字になります。これをずっとカウントしましても、1,000人を現在の中で、当然子どもだけではありませんし、先生方も給食を食べられるわけですので、それからセンターの職員も給食を食べるわけです。

それからもう一つ、大事なことは、給食センターの食数というのは、基本的に小学校4年生というのをいわゆる量の基準にしとるわけです。だから、5年生、6年生、あるいは中学校の1年生、2年生、3年生、そうなると、いわゆる4年生を基準にした数になりますので、当然子どもの人数と給食数というのは変わってくるわけです。そういう意味では、私は平成29年まで想定できるわけで、それ以上のところは子どもは生まれておりませんので想定できませんけれども、そういう中では1,000食というのは非常に無理な数字であるというのを最初にお答えしたつもりで

ございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、14番、岡前治生議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 45 分まで休憩いたします。

午後 2 時 3 4 分休憩

午後 2 時 4 5 分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） 17番、大上でございます。先ほど大変厳しい意見のやりとりがあった後なんで、ちょっとやりにくいなと思ったりしとんですけども、少し視点を変えて、市長に通告に基づきまして質問をさせていただきたいと思います。

今回の質問は、田路市長の市政運営について合格点がつけられるかどうか、どのように評価されているか、お尋ねしたいと思います。

田路市長が就任され、2年4カ月余りが経過し、折り返し点が過ぎましたが、これまでの市政運営を振り返り、市長自身、どのように評価され、今後、どのようなまちづくりに取り組まれようとお考えかお聞かせいただきたいと思います。

合併当初は計画の年と位置づけ、「宍粟は一つ」という一体感の上に立ったまちづくりが早期に展開できるよう、いろいろな計画の策定作業が進められ、平成18年度は行政改革初年度として、定員削減による人件費の減や経費削減の取り組みがスタート、それから平成19年度は総合計画などの策定に基づく実行初年度と位置づけ、宍粟市独自の少子化対策の条例化や効率的な行政組織を構築するための取り組みとして庁舎建設に着手、平成20年度は実行の年として本庁舎建設、地域情報基盤整備事業、県産木材供給センターの誘致、火葬場しらぎく苑の整備など、基盤整備が白谷市政で推進される中、田路市長にバトンタッチ。平成22年度は田路市長の市政方針として市民に開かれた行政、市民とともに歩む行政、行政改革の三つの基本理念のもと、創造と挑戦の年と位置づけ、さらに平成23年度はさらなる創造と挑戦の年と位置づけておられます。

田路市長になって住民目線の行政、地域力の向上、自治基本条例の制定など、市民の皆様とともにまちづくりを進める市民目線に立った参画と協働の市政運営を強調されております。7月の下旬から8月上旬にかけて、神戸新聞に井戸兵庫県

知事が就任10年を迎えられるに当たりインタビューが行われ、県民の県政への積極的な参加は進んだと振り返られ、90点以上の秀ではないが、75点から80点以上の優か良はとれていると、みずからの県政運営に合格点をつけられ、一方で、逼迫する県の財政や分権改革への取り組みが課題とありました。

また、同じく神戸新聞のアンケート調査では、この10年で兵庫がどう変わったかという質問に対し、56%の方が変わらないと答え、よくなったと答えられた方が22.6%、悪くなったと答えられた方が22.4%と、ほぼ同数で、評価する施策に対しましては、医療や福祉が最も多く、次に防災、危機管理、行政改革、環境対策などとなっており、最も力を入れてほしい施策に対しましては、経済雇用対策がトップとなっておりまして、次に医療・福祉が続く、知事に望むことでは、強力なリーダーシップが一番多く、続いて政策の発想力、県民とのコミュニケーション力となっていました。

一方で井戸知事の旗印であります参画と協働による積極的な住民参加を促すことについては、県民主体の施策にもかかわらず、県民の関心が薄く、最も低い評価となっておりました。

こういったことを踏まえまして、合併後6年が経過した宍粟市に置きかえ、また田路市政の折り返しを迎え、市長は次の項目につきまして、これまでの取り組み方をどのように評価され、今後どのように取り組まれようとお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。評価はよかったとか悪かったとか、またこれまでの取り組みはよくできた、まあまあ、不十分とか。今後の取り組みは積極的に、他の施策を優先になど、簡単にお聞かせいただいたらありがたいと思っております。

まず1項目めですが、4町合併をどのように評価されているか。次に、厳しい経済情勢が続く中、経済・雇用対策の取り組みはどうであったか。また、今後の取り組みはどうなるか。三つ目に、僻地医療や医師不足など、医療・福祉施策の取り組みはどうであったか。集中豪雨や大災害による防災・危機管理対策の取り組みはどうであったか。また今後どのように取り組まれるか。行財政改革の推進の取り組みはどうでありましたか。後継者の育成など農林業の活性化対策の取り組みはどうでありましたか。また今後どのように取り組まれようとお考えか。人口減少に伴う少子化及び集落再生対策の取り組みはどうでありましたか。自然エネルギーへの転換など、環境対策の取り組みはどうでありましたか。市長が最も力を入れたいと、今思っておられる施策は何でしょうか。

最後に、住民目線の行政、地域力の向上、自治基本条例の制定など、市民の皆様

とともにまちづくりを進める市民の目線に立った参画と協働の市政運営を強調されておりますが、井戸知事同様、田路市政を振り返り、90点以上を秀、75点から80点以上を優か良とするならば、みずからの市政運営を市長はどのように評価されるか聞かせていただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡田初雄君） 大上正司議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 大上議員の質問にお答えを申し上げます。たくさんいただきましたが、まとめて、ひとつお答えをさせていただきたいと思います。

御質問の趣旨につきましては、就任以来の市政運営の評価と今後の展望ということではないかというふうに思っておるわけでありますが、まず、就任以来、市民目線の市政運営を目指し、地域力の向上を施策の中心に据え、それを実現するための市政運営の基本原則を定める自治基本条例を制定したことは御案内のとおりでございます。こうした中で、これまでの市政運営の評価についての御質問であります。市政運営の評価は、自治基本条例で定めております主権者たる市民が本来行うべきであろうというふうには思っておりますが、就任してから2年余りでございます。井戸知事については10年ということでございますので点数もつけられたのかなというふうに思いますが、私の場合、就任以来いろんな出来事がございました。一つ一つ申し上げませんけれども、そういう中で、まあまあ合格点かなというふうには思っております。

次に、各施策との取り組み状況でございますが、数多くの施策について御質問いただいておりますので、それぞれの施策について、概要をもって答弁とさせていただきたいと思います。

まず4町合併につきましては、当時を振り返り、また現下の財政状況と合併後の社会資本整備を総合的に判断をいたしますと、いろんな意見もございましたし、旧町においては、大上議員もよく御存じのように、いろんなパターンを想定をしながら進めてきた経緯もございますが、合併という選択は、大きな意味では間違いではなかったのではないかというふうに思っているところであります。

次に、具体的な成果の見える施策としては、十分ではありませんけれども、医療の関係につきましては、地域医療の確保として、千種診療所における研修医の確保に向けた取り組みを今進めているところでございますし、公立宍粟総合病院が基幹型臨床研修病院に認定されたということなど、将来に向けては一定の前進があった

というふうに思っております。

また、平成21年の豪雨災害からの復興におきましても、福知溪谷など、いまだ一部つめ跡が残る箇所もありますが、地域の皆さんが主体となって溪谷美を復活させようとする取り組みや自主防災組織が着実に組織強化されているというふうにも感じております。さらに林業の再生におきましても、先ほど質問の中でございました木材供給センターの操業、これも大規模経営団地の取り組みが進むなど、林業再生に向けた具体的施策の効果があらわれつつあるというふうと考えております。

また一方では、既存の施設との協働と言いますか、お互いに連携をしていくというような仕組みもつくりつつあるところでございます。また、循環型社会の構築に向けた取り組みとして、環境基本計画アクションプランの実効性を担保とする市民会議が間もなく設置される見込みとなっております。現在、発起人会等でいろいろ協議がされておるところでございます。

次に、財政健全化に向けた行財政改革の取り組みにつきましても、地方交付税の一本算定を見据え、その進度を加速する必要を感じております。このように、種々の政策問題は、今まさに正念場に差しかかっているというふうに思います。

また一方で、経済・雇用情勢に目を向けますと、ある機関の西播磨の中小企業における景況感は厳しさを増しているとしていることからもうかがえますが、地域経済の回復基調にはまだなっていないというふうに思っております。

また、人口減少社会の到来と少子高齢化の進展への対応については、さまざまな事業を展開しているところでありますが、具体的な数値で改善している状況を市民の皆さんに説明できる状況では、今はないと思っております。しかしながら、集落再生対策に対する取り組みとしましては、小規模集落元気作戦を活用し、都市との交流を図る千町や小茅野の取り組み、集落の将来構想の検討支援を行う草木の取り組みなど、人口が減少し、高齢化が進んだ小規模な集落を中心に、一層の地域再生に向けた取り組みを推進しているところであります。

また、終わりに、もっと力を入れたい施策は何かと御質問でございますが、現在は、きょうも一般質問で出ておりましたが、観光立市に向けて、観光基本構想あるいは計画、そういったものを仕上げ、基礎をつくってまいりたいというふうに思っているところであります。

そのほか、本市の抱える行政課題は多岐にわたっている中であって、行政の本質を見据えたとき、それはすべての市民が生きる喜びを感じられ、地域社会の中でそれぞれの役割を果たしてもらおうことであり、行政はそのための施策を講じることで

あろうと思っております。したがって、教育、福祉、産業など、それぞれの分野における施策を融合させながら、安心して暮らせる地域社会の構築につなげていかなければと思っております。そのために邁進することが、市民から負託を受けた私の使命であると思っております。

そのためには、自治基本条例に込めた精神を貫き、市民が主権者としてのまちを統治する仕組みづくり、つまり情報共有の一層の推進を図り、市民の市政への参画と協働によるまちづくりを一層進めることが私の目指す市の姿でもあり、また、そしてこのことが宍粟市の発展につながるというふうに信じて活動してまいりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

今、市長のほうからありましたように、たくさんの質問項目と、それから重要な施策ばかりなので、甲乙つけがたいんでというような答弁だったかと思うんですが、一問一答方式で、簡単に再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、4町合併をどのように評価されているかということにつきましては、一定の評価を市長はされておるのかなというふうに、私は今、聞かせていただきました。私が言うまでもないんですが、合併して議員の定数や職員の定数を減らして人件費の削減ができたというだけでなく、町役場から市役所になりまして、そういったことになって行政の力が非常に強くなったと、私は感じております。この2年前の集中豪雨によります災害につきましても、その対応に対して市の職員の皆さんが一丸となって取り組んでいただきまして、市民に安全と安心感を与えていただきました。恐らく、こんな言い方は適切でないかもわかりませんが、合併してなかった、一宮町などを例にとりますと、もし単独の一宮町役場だけであつたら、あの災害にあれだけの対応ができたかなと思ったりしまして、恐らくパニック状態になって、一般事務等は少しは停滞したんじゃないかなと思ったりしてございまして、そういったことから言ったら、合併しとってよかったかと、私自身も思っております。

そして、旧町時代からの継続事業であります上下水道とか、あるいはまた学校施設の耐震化とか継続事業も着々と進められまして、余り、合併したからストップしたというような事業はなかったんじゃないかなと思っております。

そういったことで基盤づくりはできましたが、いま少し宍粟市は一つということにはなっていないんじゃないかなと思うところがございます。ですから、今後におきましては、そういったことにもう少し知恵を出さないかんのじゃないかなと私自身

と思いますが、私自身もそうかといって代案はないんですが、市長自身、そういった宍粟市は一つということについて、何か、何をなすべきかというようなことについてお考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、大上議員、おっしゃいますように、全体としては宍粟市ということで、皆さん市民という感覚はお持ちだろうと思いますが、今もいろんな一般質問等があったわけですが、なかなかまだ一つになりきってないという部分も確かにあるのかなと思っております。

そういう中で、昨年から社会大学といいますか、高齢者の生涯学習の大学がそれぞれ名前が違うわけですが、これらも全体を受講できるようにということでパスポートを発行して、山崎の人が千種に、あるいは波賀にといったように、自由に行けるシステムを構築をいたしましたり、それから宍粟市の中をよく見てもらおうということで、今、宍粟市再発見ツアーというような形で市民の皆さんに今、年4回で、こないだは岩塊流に行ってもらったわけですが、そうした中で全部が全部行けませんが、それぞれのまちのいいところをお互いに見てもらおうというような施策もいたしているところであります。今後さらにそういったことも進めていかなければなりませんし、こないだ行われました波賀の観月会、これにも「しそう波賀」ということで「しそう」をつけてもらったりしたところでもございます。

それから今、合唱団がございますが、山崎少女合唱団、これもそういう申し出もあるわけですが、宍粟ということにできればしたいなということで、これは団体の皆さんとも相談をしながらですが、そういったことなりを考えてまいりたいというふうに思っております。それからまた、このたび吹奏楽団が発足いたしました、これは宍粟市吹奏楽団ということで、市内全域からそうした応募がっております。そういう中で一つ一つ、ソフトな面でそういう仕組みをやはり作りながら、本当に宍粟市民であるという認識をお互いに持っていくようなことにしていきたいというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） ありがとうございます。

いろいろたくさん聞かせていただきましたけれども、私も今、市長がおっしゃいますように、学校教育も大変重要でありますけども、社会教育というものも大変重要な分野やないかと思っておりますので、そういったことを通じまして、宍粟市が一つに1日も早くなるように御努力いただきたいと思います。

それから2番目の、厳しい経済情勢が続く中での経済と雇用対策の取り組みにつきましてなんですが、このことにつきましては、市長の初めの答弁ではよくできたとはおっしゃらなかったように、私なりに判断したら、まあまあ取り組んできたというふうな答弁じゃなかったかなと思うんですけども、私はこの分野を一番力を入れてやっていただきたいなと常々思っているところがございます。いろんな対策を講じていただいておりますが、思うように厳しい時代で進んでいないというのが実情ではないかなと思っております。今後につきましては、これまでの同僚議員の質問の中にもいろいろあって、答弁も出されましたが、やはり宍粟市の地域資源を生かした企業融資や、あるいはまた雇用の確保に努力していただきたいなと思っておりますが、先ほど、今後市長に一番力を入れて取り組んでいただけるものは何かというような質問をさせていただきましたときに、観光立市というようなことを聞かせていただきましたが、非常にこれも大事なことでありますので、それはそれとしていただきまして、私はそれに加えてこの経済雇用対策に、ぜひ力を入れていただきたいなと思っておりますので、市長の決意を、ひとつ聞かせていただきたいなと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この企業誘致というのは、既に皆さん御案内のとおり、非常に厳しいものがございます。そういったことで、昨年度から、これは大きなお金が要るわけでありませんが、ある一定のところに登録をして、企業の情報も入れるシステムをつくってきたところであります。今、昨日の一般質問の中で部長のほうもお答えをしましたが、いろんな問い合わせ等が四、五件は今そういうシステムの中で来ておりますが、これらにつきましても今後具体的に、うまく行くかどうかは別として、何とか小さな企業でもいいという考えで進めていければというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） 次に行かせていただきます。

3番目の僻地医療や医師不足など、医療・福祉の取り組みについてでございますけれども、これにつきましても、市長は医師不足などは十分認識されておりまして、取り組まないかんということで、基幹型臨床研修病院の指定というんですが、本会議の初日の市長のあいさつの中にも、そういったことにつきまして見通しが立ったようなごあいさつをいただいたかなと思っておりますが、ぜひそういった指定を受けていただきまして、医師の確保に取り組んでいただきたいなと、努力していただきた

いと思います。これは答弁結構でございますので。

次の4番ですが、集中豪雨や大災害による防災・危機管理対策の取り組みにつきましてですが、これもよくできたという表現はどうかとは思いますが、平成21年、2年前の災害を教訓に今やっとするという答弁じゃなかったかなと思うわけでございます。先日、台風12号がやってまいりまして、私、9月2日から5日ぐらいまでやなかったかなと思うんですが、携帯電話のメールに、ざっとですけども65回ほどいろんな、今、雨がどうだとか、それから配備体制をどうしたとか、避難所を開設したとか、避難勧告をしたとか、刻々とメールを発信していただきまして、感心いたしました、すごいなど。そのメールが来るときに、消防団と一緒にいるときであったり、避難されておられる方と一緒に、そのメールを見たりしながら、今、市はこういうことで刻々と情報発信されとるんですよと言って市民の皆さんにもお伝えしたりして、安心していただきました。

ほんとに2年前の災害を教訓にいろいろと懸命に取り組んでいただいとることに對しまして感謝しておりますが、ただ、思いますのに、幾ら情報をたくさん発信したり、あるいはまた、ここは危険ですよという危険区域を指定したり、避難勧告を出したり、そういったことを、いろんな手を打っても市民の皆さんがそれに従って行動をしていただかなかつたら、全く効果は出ないわけでございます。ですから、私が今一番思いますのは、いろんな情報や、そういった危険区域の指定などされておりますが、日ごろからそういったことに対応できる市民の皆さんの訓練ということが非常に大切じゃないかなと思うわけでございます。これも同僚議員からそういった感じの質問がございまして、学校関係などは年1回とか月1回とかいうような学校で防災訓練をされとるように聞きましたが、市民の皆さんに對しましても、もう少しそういった防災訓練を日ごろから徹底することが必要じゃないかなと思いますが、そのあたり、どういうふうにお考えかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 防災の関係につきまして、大上議員も新聞等でごらんいただいたと思うんですが、安積の地区があのように非常に大きな被害を受けました。そのことをもって国土交通省と市と一緒にになりまして、いろんな計画、いざというときの計画を練ってきたわけでありまして。そういうことも踏まえて、いざというときにはこの地区はどっち方面とかそういったことなり、あるいは水がここまで来たらもう勧告でなくても避難をしようとか、そういうことが盛り込まれて、1号のときとこないだも、非常にスムーズにそうしたことができたわけでございます。そう

いうことから、全自治会でできるだけそういった地域に合った防災マップと言いますか、防災計画というものをつくっていただきたいというふうに思っておりますし、その支援につきましても予算も置いておるところでございますので、できるだけ早くその地区ごとに、あるいは自治会ごとにそうしたものをつくっていく、そういうことをまずやっていく、避難訓練とあわせて、そしてまた地域をお互いに歩いてもらって、そういうことをやっていこうというふうに思っておりますので、また御協力をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） 今、市長がおっしゃるとおりで、日ごろから地域の皆さんに地域を歩いたり、いろんな、そういったマップをつくったりして災害に関心を持っていただくということが大事だと思います。それに加えて、自主防災組織というんですが、ああいったものの充実、また危機管理の徹底などに努めていただきたいと思います。

次、5番目の行財政改革につきまして、これも先ほど質問があつて答弁がありました。第二次行政改革大綱に基づきまして、後期基本計画などを見ますと推進するというようなことがあります。まちづくりアンケートの調査でも37.3%の市民の方が効果・効率的な行財政運営の推進を重点施策とされておりますので、今後こういったことにつきましても、より一層努めていただきたいと思います。

それから、6番の後継者の育成など、農林業の活性化対策の取り組みにつきましてなんですが、これもたびたび農林業のことにつきましては、耕作放棄田対策とか、あるいはまた担い手の育成、後継者の育成といったことを一般質問にさせていただきました。それらを合わせまして、雇用の創出をして宍粟市の活性化を図ったらどうですかというようなことを、これまでもたびたび申し上げてまいりました。口で言うんはたやすいんですけども、なかなか実際には難しいことかと思いますが、手をこまねいておくわけにもまいりませんので、何とかこういったことにつきまして、そういう就農の奨励とか、林業に就業していただくとか、そういった施策の充実と、そういったことを奨励するための、学校で言いますと奨学金の制度があったりしますけども、そういう就業支援や奨励制度の確立などができないものかなと私なりに思ったりしとんですけども、そういったことについて、どのようにお考えになるか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） なかなか難しい問題ではございます。しかしながら、今、若

い方の中にも農業に非常に関心を持って取り組んでおられる方もございます。先般、市の広報でもごらんいただいたと思うんですが、トマトの部門で兵庫県の一番優秀な農林水産大臣賞と、もう一つは県の賞でありましたが、2人がトマトの部でもらわれております。こういった専門農家と言いますか、そういったことにつきましても、いろんな形での、具体的なことが必要であれば、また部長のほうからお答えいたしますが、そういったことに対する支援等もありますので、ぜひできるだけの人がそうしたことの中でやっていただけたらというふうに思っております。

また、農業委員会とも連携をしながら、今、放棄地の調査等もことしもまたやっていただくわけですが、それらとあわせて、できるだけこの放棄地がないようにというようなことの中で、何とか、山も一緒なんですけど、まとまってできないのかなというようなことで、そうした施策も取り組んでいるところでございます。難しい課題ではありますが、基礎的な産業と言えるかどうかは別として、基礎的な仕事でありますので、そういったことにもできるだけ力を入れたいというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） 関連してですけども、次の7番の人口減少に伴います少子化及び集落再生対策の取り組み、これらも関連して再質問させていただきたいんですけども。これもお話がありましたように、都市部との交流などを図りながら、集落に元気を出していただく施策の展開を図っていきたいというようなことで実施しているというようなことも、同僚議員の質問に対する答弁も聞かせていただきました。それはそれで、私も何ぼかは認識しておるわけですが、先ほど言いますように、農林業の活性化も含め、そういった人口減少対策として農林業の活性化を図っていく必要があるんじゃないかなと思っております。宍粟市の活性化は、何と言いましても人口を増にすることが一番じゃないかなと。その施策の展開が一番大切であるなと思ったりしるところでございます。何とか一次産業であります農林業の活性化に力を入れていただき、集落の再生を図っていただきたいと思っております。

8番目の自然エネルギーへの転換などの環境対策の関係ですが、これにつきましても、よくできたとはおっしゃいませんでしたが、循環型社会の形成などについて取り組んでおるといってお話で、この分野につきましては、田路市長、一宮の町長の時代から、早くから関心を持たれまして、そしてまた大変熱心に取り組まれ、兵庫県が進めておりました森のゼロエミッションの取り組みなどは、県下でも一番最初

に指定を受けて取り組んでいただきまして、市長には非常にこの分野については関心があるんじゃないかなと思ったりしとるわけですが、今、東日本大震災による原発事故によりまして、自然エネルギーへの転換が注目されておるわけですが。

これも新聞ですけども、兵庫県でも太陽光発電の導入を進めてきましたが、2009年度末に2万6,000個余りであるのを2020年度末には42万個を目標として補助の支援強化取り組むと新聞に報じられておりましたが、宍粟市もそういった今現在取り組みをしていただいておりますけども、よりこれを強化するようなお考えはないか、ありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 環境の問題、特にエネルギーでございますが、太陽光発電、それからペレットストーブ、まきストーブ、そういった支援制度をつくっておるわけですが、非常に、特にこの東日本の大震災の関係かもわかりませんが、申し込みが非常に多くなっております。そういうことで先般打ち合わせをしまして、補正予算対応して進めんといかんなどということ、次のときにはそうしたことも踏まえて対応したいというふうに考えております。

それから、先般、知事との懇談会の中で、こうした特に小水力発電等も含めて、県として大きな組織の中で産官学民、こういった協議会をつくって進めてはどうですかという提案をしてきたところでございまして、検討するという回答を得ておるんですが、そういうことの中で、大学でありますとか大きな企業とかが入ってきますと、またそういう進展も大きくなるのかなというふうに思っているところであります。そういったことで、ぜひこれも地産地消ということがあるわけですが、エネルギーも地産地消にできるだけ近づければというふうに思っているところであります。

○議長（岡田初雄君） 17番、大上正司君。

時間がないので先に進ませていただきますけども、最後に10番目にお尋ねいたしました市長のみずからの市政運営をどのように評価されるかにつきましてなんですが、市長、少し遠慮されたんかなと思うんですが、合格点かなというふうな御答弁でございました。

私は何も市長、褒めたり何もしようと思うんじゃないですけども、合格点じゃないに、90点以上の秀はつくんじゃないかなと思ったりするぐらい評価しております。何も褒めてどうこういうんじゃないですけど。なぜそんなことを申しますかと言

ますと、私、市長が就任されましてまだ2年余りでございます。なのに、もう長年にわたり宍粟市の市長を経験されてるようによろこび、合併後ずっと田路市長やったかなと錯覚を起こすようなときもあります。市長から貫禄すら感じるような状態でございます。と言いますのは、市長と一宮町の時代にずっと一宮町長でおられたんで余計そういう感じがするんかなと思ったりしとんですが。先ほども言いましたが、2年前の災害に、市長就任されてすぐに災害がありましたけども、日夜奔走されまして、きっちり対応していただきまして、市民の皆さんは安心されたんじゃないかなと私は思います。さらに市長になられてから、本当に世界的に経済情勢の悪い中で、いろんな課題が山積するにもかかわらず、財政健全化を頭に持っていていろいろと取り組んでいただいております。今後におきましてもいろんな課題があるかと思いますが、ぜひ市民が安心して暮らせるように取り組んでいただきたいなと思います。

最後に総体的なことで申しますけども、住民目線、地域力の向上、そういったことを念頭にまちづくりを進めていただくことは結構と思うんですが、私はさらにその上に、宍粟市の現状をしっかりと見詰めていただきまして、住民のニーズをしっかりとつかみ、今、何を優先すべきかを的確に判断し、見きわめ、職員を信頼しながら市長の強いリーダーシップを発揮していただくことを強く求めておきたいと思えます。行政には執行権と予算をお持ちでございますが、我々議会には予算や執行権はございませんが、議決権はございます。行政と一体となって、宍粟市発展のために残されました任期を力いっぱい頑張らないかなと私自身は今思っているところでございます。

そこで、最後に市長にお尋ねいたしますが、今、厳しい経済不況で失業者が続出し、農林業においても後継者不足で農地や山林が荒廃していく、さらに少子化が進み、学校規模の適正化や幼保一元化などの課題に直面し、保育所や幼稚園、小学校が統廃合され、なくなっていくところも出たりする、本当に課題が山積する中で、将来に禍根を残さないために、今、的確な判断と決断をしていただかなければいけない大変重要な時期ではないかなと思います。そういった時期を迎えていると思えます。市長のこれからの行政運営に対する決意を最後に聞かせていただきまして、質問を終わりたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 確かに今おっしゃいますように、私も大きな分岐点ではないかなというふうに認識をいたしております。そういったことで行財政改革、あるい

は施策においてもスクラップ・アンド・ビルド、このことが大事になってくるというふうに思っております。今、給食センター、あるいは幼保の一元化、いろいろ出ておりますけれども、大きく将来を見据えて、合理化するものは合理化し、そしてその合理化した分を新たな地域づくりとかに投資をしていく、そのことでこれからの地域をできるだけ活性化をしながら持続していく社会をつくっていかねばならないわけでありまして。こういうことで、今、大上議員、激励を受けたと思っておりますが、頑張ってもらいたいと思います。また、議員の皆さんもそういう観点に立って、ひとつ御協力をお願いをいたしたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 以上で、17番、大上正司議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、伊藤一郎議員。

○7番（伊藤一郎君） 7番、伊藤です。よろしくお願ひいたします。

し尿処理施設についての質問を行います。一宮町にあるし尿処理施設は、地元自治会との利用年数契約が5年後になくなるということです。この際、この施設を廃棄してはどうですかという質問であります。

くみ取りも年々少なくなり、地域の生活排水処理場を上手に利用する方法もありますし、1次処理をして流域下水道に投入する方法もあります。汚泥処理については脱水だけで、あとは業者委託で十分だと思います。この点についても宍粟市内に人里離れた山間地に広い場所があれば、おがくず、生ごみ等とまぜ合わせて堆肥にする方法もあります。他の市町の対応も参考にして、費用のかからないようにすべきだと考えます。また、このような決算については担当課がするのではなく、まちづくり推進部環境創造課に検討すべきではないかと思いますが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

参考として入れてますのは、しそうクリーンセンターの業務委託料は、平成21年度において4,326万円、平成22年度は4,613万円であります。これを踏まえての質問だと思ってください。

次に、介護者のストレッチャーの利用についてお聞きします。

寝たきりの老人を家庭でお世話している方より相談を受けました。この方は月に一度病院に行かれるのに、ストレッチャーを利用されています。1回が3時間で約2万円ほど要るそうですが、介護保険の対象になっていないということです。このような対応では、寝たきり老人は家庭での世話でなく、介護施設に、老人施設に入りなさいと言っているようなものではないかと思っております。介護保険はできるだけ家庭での介護をお願いする制度だと私は思っておりますが、この人に対しては外出支援

サービス事業で対応すべきだと思うのですが、担当課としてはどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

次に、山崎小学校の改築についてです。

山崎小学校南校舎が古くなり、新たに改築されるとのことですが、担当課にお聞きしますと、全部取り壊して新しくすることです。地形からして、当初校長室のあった校舎の西側に建設されるべきだと地理的には思っております。しかし、ここはサツキの展示場、公園があり、建設用地としてはなかなか難しい点があります。ですが、この地が将来西中学校の小・中連携を考えれば、ここに、できれば建設すべきではないかと思っております。将来的には小・中連携の西学園を視野に入れての判断が必要なのではないかと思うので、この点について教育長のお考えをお聞きしたいと思っております。

また、我々が小学校のころはこの紙屋門をくぐって登校しました。この門も古くなっており、構造を強化して子どもたちの通用門とすれば、歴史的にも文化的にも子どもたちによい影響を与えるのではないかと思います。公園指定の解除については、できれば直接担当課が上部団体に行って折衝されるべきではないかと思っておりますので、この点についても教育長のお考えをお聞きしたいと思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 伊藤一郎議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 伊藤議員の質問にお答えをいたします。

しそう北クリーンセンターにつきましては、平成7年度より供用開始、既に16年が経過をいたしております。定期的に機器のオーバーホール、あるいは部品交換等のメンテナンスを行っているものの、経年劣化により修繕費が年々増加しているのが現状でございます。また、し尿処理人口につきましては、下水道施設への接続により年々減少しており、昨年度策定しました一般廃棄物処理基本計画では、平成17年度に6,280人あったし尿処理人口も平成27年には2,234人と予測しております。こうしたし尿処理施設の老朽化とし尿処理人口の減少ということで、他の自治体でも同様にこうした問題が進んでおります。し尿処理施設の高度処理が国の交付金事業から除外されたということも相まって、し尿投入施設を建設してし尿を下水道施設へ投入する自治体がふえてきているというのも確かでございます。

本市におきましても、今後のし尿処理の方法につきまして、下水道施設への投入、あるいはまた、その他の施設というようなことも含めて、課題や効果を検討してま

いりたいと思っております。

しかし、下水道施設への投入につきましては、接続する下水道施設の法的な制約、それから受け入れ能力及び投入する水質基準の確保、それからし尿投入施設の建設位置の選定など、多くの課題もあるところでございます。

そうしたことを踏まえて、また、この汚泥処理の関係でございしますが、これも含めてゼロエミッションの理念のもとで、関係する部局で、効率的な汚泥処理方法を早急に検討に入りたいというふうに考えております。

それから、あとの問題につきましては、それぞれ教育長、担当部長からお答えいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 教育委員会からは山崎小学校の改築についてでございますけれども、山崎小学校の校舎については昭和32年3月の建築の南側の校舎、それから昭和48年3月の北校舎をそれぞれ1棟の校舎に改築しようとするものであります。南校舎につきましては、平成12年に耐震補強を行っておりますけれども、非常にもともと老朽化が著しい状況でございます。それから北校舎につきましては耐震の指標でありますI s値が0.46という数値でございまして、耐震性に課題がある建物ということで、本年度当初予算において設計監理業務に係る債務負担行為の議決をいただき、本年度より事業を着手しておるところでございます。

今回の事業推進に当たりましては、特に立地の部分で、周辺にたくさんの住宅があるというような立地の現状から考えて、PTAの代表の方、あるいは地元自治会の役員の皆様等の御参加をいただきながら、校舎改築準備委員会を立ち上げております。校舎の位置などについてもいろいろ御協議いただいております。

その中で、当初は敷地の、いわゆる今の校舎運動場を含めましてですけれども、その東側、あるいは西側、南側、北側という、そういう4案からいろいろ協議を進めた経過がございます。それぞれメリット、あるいはデメリット等があるわけですが、そのそれぞれの案につきまして検討した中で、現段階では敷地の北側、運動場側のほうですけれども、あるいは現在校舎が建っておる南側が実現性のある案という形で今検討しておるところでございます。

御質問の山崎小学校の西側の本多公園は、将来にわたり良好な都市環境を確保するために整備することが必要な近隣公園として、昭和54年の都市計画決定をされたものであります。昭和54年度から平成3年度にかけて、区域面積1.4ヘクタールの公園整備事業を実施して現在の状況になっておるところでございます。当該公園区

域内への建築行為は制限されておりますために、仮に校舎建築を行うとすれば、いわゆる公園区域の除外ということが必要になってくるわけでございます。この場合には、現在の近隣公園の代替地といたしますか、そういうものが、代替の公園を整備するということが条件になってこようかと思っております。また、この近隣公園の区域変更に係る手続でございますけれども、市の、いわゆる都市計画のもとにつくられておる部分がございますので、都市計画とも密接に関連してくる中で、相当の長期のスパンで検討していく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。現公園内に学校の校舎をするとすれば、今、おっしゃられました紙屋門から体育館までが非常に、距離としては約120メートルぐらいの距離があるのかなというふうに思っていますが、非常に校舎から体育館までの距離が長くなります。プールまでの距離は近くなるわけですが、子どもたちのいわゆる学校生活の中でも、その配置について課題があるのではないかなということが1点でございます。

もう一つは、いわゆる2棟を1棟にするということで、いわゆる本鹿沢地区への新たな影響といたしますか、そういう影の問題も出る可能性があるのかなというふうに考えております。

以上のような課題があるわけですが、校舎建物のいわゆる配置の問題、あるいは都市公園の変更に伴ういろんな財政負担の問題、区域変更に係るいろいろな手続の期間、そういうような状況の中で、御提案の本多公園の区域内に校舎を建設するということにつきましては、非常に難しいのかなというふうに考えておるところでございます。

それから、もう一つは財政的な部分があるわけですが、学校施設の耐震化につきましては、文科省が最終整備目標という形で、平成27年ということをおっしゃっております。さらに宍粟市においても合併特例債の期限という部分もございまして、耐震化の必要な学校につきまして、速やかに改修を図るということの中で、市としましては、平成27年度にこの耐震化率100%という、そういう目標も掲げておる部分がございます。いろんな状況の中で、この位置につきまして、今、検討いただいております。

それから、紙屋門でございますけれども、御指摘のとおり、非常に文化財として価値の高い財産でございます。そういう意味では、この文化財保護の観点から本年度、非常に痛んでおる部分がありますので、解体、改修という形で進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） それでは、私のほうからストレッチャー利用によります通院への外出支援サービスの適用についてお答えいたします。

最初に現行の外出支援サービス制度の概要ですけれども、運行区域につきましては宍粟市内に限られております。それと、利用できる事業所の関係なんですけれども、利用者の住所地の市民局管内にある事業所、これを利用するということが前提になっております。それで、ストレッチャーに対応できる車、これを保有してます事業所は旧山崎市民局管内に2者あります。この2者しかありませんので、仮に外出支援サービスを適用いたしましても、旧山崎市民局管内の方しか利用できないということになります。また病院への通院なんですけれども、症状によりますと市外の高度医療機関、そういったところへの通院にもなろうかと思えます。しかしながら、現行制度では運行区域が市内となっております。このことにつきましては、今後、外出支援サービス事業の制度を見直します。そのときに課題とさせていただきたいと思えます。

以上でございます。御理解をお願いします。

○議長（岡田初雄君） 7番、伊藤一郎議員。

○7番（伊藤一郎君） し尿の問題で、市長、今までのいろんな話の中で、やっぱり仕事を求めている人が宍粟市内にはたくさんおられますんで、やはりこの問題の、汚泥処理なんかはそんなに難しい処理施設じゃありませんので、できたら宍粟市内の業者が、恐らく希望者はあると思うんですですね、やはりこういう、よそに頼むんじゃなくして、将来的には宍粟市内でこういう業者をやっぱり育てていくというか、そういう方向性でもって考えていただきたいなと思うんですけれどね、どないでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 廃棄物につきましては、その地区内で処理するというのが一応の原則であります。そういったことで、このし尿汚泥の関係につきましては、業者の皆さんにもけんかばかりせんと一緒になってやったらどうかという話もしたことあるんですが、まだそのままになっておるんですが、施設の費用としても、量にもよるんでしょうけど、一度そういうことも計算をしたりしながら考えていければというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 7番、伊藤一郎議員。

○7番（伊藤一郎君） 今度ストレッチャーの件について部長に。今度、何か介護保

険の見直しがありますよね。この中で、できるだけこういうことに対してきちっとした対応ができるようにしてほしいんですけど、どうですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 外出支援サービスにつきましては、現行の介護保険法のもとでは介護サービスには該当になっておりません。したがって、外出支援サービス事業で検討するようになりますが、先ほど申し上げましたように、利用できる事業者ですわね、利用者の住所地にある事業所であるとか、また運行区域が市内に限られておるとか、そういった規制というんですか、条件がありますので、見直しにおける課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 7番、伊藤一郎議員。

○7番（伊藤一郎君） 今、言われてる人は部長の部落の人なんで、恐らく対象になると思うんで、十分その人の意見ももう知っておられると思うんで、ほん近くにおっけてんですから、よく聞いてあげていただきたいなと思います。それはそれでお願いしたいと思います。

それから次に、教育長にお願いしたいんですけども、もうちょっと早うにこれ聞いときゃよかったんですけど、PTAから話が入ってきたのが、ほん際、8月やったもんですから、僕もこれ、どうしようもないなと思いついて、これ、入れたんですけど、できるだけPTAの人たちに理解してもらうしか方法がないなと思うんで、また丁寧な回答をお願いしたいなと思いついて、よろしくお願ひいたします。

以上で終わりにします。

○議長（岡田初雄君） 以上で、7番、伊藤一郎議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後4時5分まで休憩いたします。

午後 3時53分休憩

午後 4時 5分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） 失礼いたします。10番の大倉澄子でございます。議長の許可を得ましたので、3点について一般質問をさせていただきます。

朝から激しい議論が戦わされまして、ドジョウも潜ってしまったんじゃないかと心配しておりますが、顔をのぞかせていただきたいと思っております。

最初に、市ホームページの充実についてでございます。

最近になって、市広報が、ホームページ上で今年度分だけの掲載になっております。このたび削除されております平成17年から平成23年3月号までの広報は、宍粟市の姿、歩みそのものであり、宍粟で暮らす人も宍粟を離れられた人にとっても、ホームページに掲載されている広報は、宍粟市民としてのきずなそのものです。就職・進学・結婚などで宍粟市から離れた人々にとって、ふるさと宍粟市を振り返るとき、かけがえのない情報が掲載されているのが市のホームページです。今、ふるさと市民を2,000円で募集されております。これはこれでいいことでありますが、もともと宍粟市民でない、市外、他府県、海外の人にも市のホームページから市広報を見てもらい、宍粟市の魅力を感じてもらうのがより効果があるのではありませんか。どんなところかな、一度行ってみようかな。そういえばあの場所はどうなっているかななど、思いをめぐらし訪れていただくことは、市としても望んでいることであり、そのための観光立市を目指す観光施策がつくられるのではありませんか。

7月号広報にはこんな言葉が載っております。「観光立市の実現には観光に関係する業者や団体だけでなく、市民一人一人の協力が必要です。地域に誇りと愛情を持ち、観光振興への取り組みに参画し、心のこもったおもてなしを」、そういったことが書かれております。

また、先日の子ども議会でも市長は、中学生にいいところがあれば教えてほしいと言われました。市民に協力を呼びかける以前に、市としての示すべき姿勢は、ホームページ上に合併以降の平成17年からの広報内容すべてを掲載しておくべきだと私は思っております。

そもそもホームページの持つ意味を言えば、豊かな自然に恵まれ、四季折々の催しの中で生活している宍粟市民、また、生活していた宍粟市民にとって、市広報には思い入れや愛着は人それぞれに異なりますが、偶然にホームページ上で宍粟の話題を目にし、何十年と宍粟に住んでいなくても、生まれた故郷に誇りと愛着を持ち続けておられるからこそ、矢も盾もたまらず懐かしい思いで帰ってきておられました。ことしの夏もそんな思いで帰省された御家族、友人の会話の中で、自分の孫や子どもの活躍、行事ごとに花が咲いたと思われまます。

私は朗読ボランティアをしている関係上、広報しそう、こんにちは社協ですを合併からの分、全部残しておりますが、大半の御家庭ではかさばることもあり、この

広報を残してはおられないと思います。自分にとって特筆すべき話題など、これまでなら「これは市ホームページに載っているからダウンロードしてきてくれる」という会話ができて、宍粟市のPRそのものにつながっておりました。それが突然、信じられないことですが、ことし平成23年4月からのものしか広報は見ることができなくなりました。本当に残念なことであります。

市のホームページにすべての広報を掲載することは、市への観光招致、市の将来を考える上で非常に大切であることは言うまでもありません。隅々まで情報満載の宍粟市の広報です。宍粟をもっと知ってほしいと思われるなら、堂々と公開しておくべきだと思います。市のホームページが許容量オーバーなのではないでしょうか。市広報に何らかの正しくないこと、間違いがあったから削除されることになったのか、それとも苦情、意見が出されて削除されたのか。合併以降、平成17年から平成23年3月までのものの再掲載、また、そうすべきですが、そのお考えはありますか、お伺いいたします。これからも年度ごとに削除されるお考えでしょうか。この広報、いつ削除されたのか、ある日突然の感じの平成23年3月までの市広報を削除された意図、理由をお尋ねいたします。

次に、住民自治の原点、ボランティア活動を通して思うこと。

ボランティアとは、みずから進んで自分の持っている能力、技術、知識、学力、時間を他人のために、社会のために、何の見返りも求めず提供する人と言われております。私は去年発足の病院ボランティア青いエプロンめいちゃんの一員として、月数回病院玄関先での活動をしてしておりますが、協賛して活動してもらえる人が極めて少なく、共鳴の時代を期待するのが難しいのが現状です。このことは宍粟市内にも数多くあるボランティア団体、平成23年登録131グループでも共通する問題であり、新規加入者の確保に頭を悩ませております。共存の社会をつくろう、奉仕しようという精神を住民自治参加の一形態にとらえるなら、住民自治を育成する上で極めて重要な意義を持っていると行政側は重視しなければならないと思います。市長はボランティア活動について、どのような認識を持っておられますか。ともに感謝のできる共存の社会関係をつくり上げたいと私は思っておりますが、その呼びかけをしていただけませんか。

3点目に、職員の接遇についてお尋ねをいたします。

合併以後、本市においては幾度かの機構改革に伴い、事務事業の見直しや人的配置を行い、省力化に努め、いかなる改善であっても、これで十分だという限界点はなく、常に考えなければならないものとして実行されてきました。優しい職場の環

境づくりの点から、本庁及び各市民局は職員の接遇態度や窓口業務の改善について、これには電話対応、服装なども含んでおります。どのような特筆すべき取り組みをされているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。以前、お尋ねをいたしました職員減の激しい中で、職員のスキルアップを第一の目標とできる自治大学校への入学については、その後どのようなになりましたでしょうか、お伺いいたします。

最初の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 大倉澄子議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 大倉議員の質問にお答えをいたします。

ボランティア活動についてですが、さきの東日本大震災により、被災地でのボランティアなど、現地で支援活動をされている皆さんを初め、日々活動されているボランティアの皆さんには、今おっしゃいましたように、多大な敬意と感謝の意を表すものであります。

本年3月に策定いたしました宍粟市総合計画の後期基本計画ではNPO、ボランティア活動の推進を掲げており、市民生活のさまざまな分野においてボランティア活動が展開され、市民の自主的、主体的な活動によるまちづくりを目指しているところであります。この中で、市民の役割としてボランティア活動にみずからの持つ知識あるいは経験を生かし、まちづくりに貢献するように努めていただき、行政としてはボランティア団体の育成及び活動を支援することによって、ボランティア活動を通じた地域のまちづくりを推進するといたしているところであります。

こうした中で、市としましては社会福祉協議会と連携をし、その活動を支援することが市民ボランティア活動への理解や参加意識への高揚、並びに地域福祉の推進につながるものと考えているところであります。ボランティア活動への参加のPR等につきましても、社協の広報紙の中で随時そうしたことをやっていたいところでもございます。また臨時的なそうしたもの等につきましても、しーたん放送等でも流したりしているところでもございます。

その他の質問につきましては、それぞれ担当部長がお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） それでは大倉議員から質問がございました市ホームページの充実について、お答えをいたします。

大倉議員からもありましたとおり、市ホームページには市政情報やイベント情報などを市民に伝える役割のほか、市外、他県、海外の多くの方々にも宍粟の魅力や

様子を御理解していただき、関心を持っていただくためのツールの一つとして大きな役割があります。こうした重要な役割を担う市ホームページにつきましては、情報内容を適宜更新いたしまして、その情報を見やすくするために、合併当初のホームページから、たび重なるシステム改修であったり、また表紙のデザインの変更などを行ってまいりました。こうした中、よりよく快適にホームページを閲覧していただくための手法についても検討を進めてまいりましたが、ホームページのデータ容量を少なくすることが一つの手法であるというふうな保守業者からのアドバイスもありました。結果として、過年度の広報紙データを削除することとしたところでございます。

以上の事情を御説明申し上げた上で、各質問にお答えをいたします。

まず1点目の平成17年度合併以降の市広報紙をホームページに再掲する考えはあるのかにつきまして、ホームページの運営上の観点により、先ほど申し上げました快適性というふうな部分で、再掲載することは難しいと考えております。

2点目の、これからも年度ごとに削除されるのかにつきましては、基本的に広報紙につきましては、当該年度分のみを掲載する処理を行うこととしております。

3点目の、広報紙削除の意図はというふうなことにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、市ホームページを使われる方、利用される方、ユーザー側としての快適性でありましたり、保守管理上の都合によりデータを削除したものでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 私のほうからは、職員の接遇について、お答えを申し上げます。常に議員さんからも御意見をいただいております。市民の立場に立った優しい職場の環境づくりということにつきましては、職員の接遇態度、これが非常に大切であるというふうに思っております。しかしながら、時には市民の方々から苦情でございますとか、また匿名の手紙等が寄せられていることも事実でございます。このような中で、適切な窓口対応が市民の方々からの信頼を得る原点であるといったような認識のもと、市民局長・部長会議を初め、いろんな会議の中で職場のマナーハンドブックというようなものもつくり配付いたしまして、望ましい接遇についての周知徹底を図っているところでございます。

その中で、特筆すべき取り組みといたしましては、職員が自治研修所等で接遇の指導者の資格を取得をいたしまして、その職員が職場に帰りまして職場内の研修を

行くと。そのことによりまして、よりたくさんの職員が研修を受けたということになりますので、そういったことで意識の向上を図り、またそういう改善に取り組んでいるところでございます。今年度におきましては、係内の職員に周知徹底を図るという立場から、係長職の研修を行っております。今後におきましても、より多くの職員がそういった研修の機会ができるように、待遇対応の向上を目指してまいりたいというふうに思っております。

また、市民の方々への望ましい相談組織体制、これも再々の機構改革をやっておりますが、今年度より北庁舎1階におきまして総合市民相談窓口、これを設置いたしまして、ワンストップであっち行きなさいとかこちらにつなぐとかいうんじゃないしに、その場で総合的な対応ができるように提供に努めているところでございます。今後とも改善は図っていきたいと思っております。

次に、3月議会の際に自治大学校への入学研修の御質問をいただきまして、検討いたしました結果、意欲ある職員の育成として有効な研修であるというような認識をしております。市長のほうも研修には非常に積極的に取り組めというような指示も受けてることもございまして、平成24年度の入学に向けまして、現在、長期であります4カ月の研修から3週間程度の研修等、全部で4コースへの参加職員の希望を募集しております。その中で意欲ある職員を募りまして、新年度予算の確保も含めて入校の準備をしておるところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） それでは最初に、市長が一番にお答えくださいましたボランティアのことについて、お尋ねをいたします。平成7年1月17日の阪神・淡路大震災や平成21年8月9日から10日にかけての台風9号による宍粟市豪雨災害、また、ことし3月11日の東日本大震災でのボランティアの活動は目覚ましいものがありまして、学校や個人、団体などからのボランティア活動に多くの方が労を惜しまず駆けつけられたり、励ましの言葉が届けられたりと、マスコミが報じておりました。いずれのボランティアも各自の自由な意志により、自分の時間と技術を自発的に無報酬で提供されるものであり、その活動には先ほど市長もおっしゃっていただきましたが、敬意を表するものであります。

私、8月号の市長メッセージを読ませていただいたんですが、その中で、仕事にかかわることや趣味など、ささいなことでも構いません、何かチャレンジされてい

ますか。それが生涯学習であり云々と書いてございました。生涯学習という難しい言葉よりもこの際、私は支援やボランティアと言ってもらえばよりわかりやすかったのではないかと感じました。常々市長のまちづくり構想とおっしゃいますのには住民参画社会の構築と称されまして、政策立案のための住民参加型の審議会や協議会を数多くつくられておりますが、私はこれからは奉仕活動を通して、各種イベント、福祉活動に参加し、そこからともに喜びを感じるまちづくりを進める社会参加型体制が、むしろ必要になってくるんじゃないかと思っております。それが地方自治の原点ではないかとも思えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） おっしゃるとおり、ボランティアによっていろんなことに参加するということも、今おっしゃったとおりだろうと思います。そういった意味で、先ほど申し上げましたように、宍粟市の総合計画の後期基本計画にもそういったことを挙げているところであります。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） それと、先ほど社協と協力し、育成、また支援をしている。また、しーたん通信などでもボランティアさんの募集をしているとおっしゃってくださいました。それは私も理解をしておりますけれども、少し前に出されましたまちづくりアンケートで、ボランティア活動に参加したことがある人はわずかに25.5%でした。参加をしていない人は72%にも上っております。年代別に見ますと50歳から79歳までは32ないし34%、この人がボランティア活動を経験しておりますけれども、若い20歳から49歳までの方は8.9%ないし20.5%と、本当に低い数値となっております。また、自主的なサークル活動、イベントなどへの参加は、圧倒的に女性が占めていることも特徴であります。特に先ほど市長がおっしゃいました社協関係においては一過性のものではない、何十年と続いている福祉ボランティア、配食・給食やデイサービスの活動は、女性ボランティアの力がなければ成り立たなかったと言っても過言ではありません。これは御存じでございましょうか。宍粟市のありようとしては、これからはボランティア活動が住民自治の原点であるという思いが本格化するよう、より充実した行政の側面的な支援を望むものであります。多くの住民の方は一定の職についておられまして、なかなか参加を求めることは難しい、容易ではないもしれませんが、例えば退職されているOBの方なら余力を残しておられます。宍粟市のために奉仕活動に参加をするという社会環境を私はつくるべきだと思いますが、市長はこの点、いかがお考えでございましょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） このボランティアというのは自主的にやるということであり、行政が直接どうこうということは似合わないというふうに思っております。そういう中で、グループの皆さん同士、あるいはまたそうした社協の団体を通じていろいろやっていくと。そしてまた行政につきましては、そうしたことに対する物的なといいますか、金銭的なものも時には必要でありましょうし、あるいはまた、情報といったことも必要でありましょうし、そうした協力体制でもってやることの方がいいのではないかなと、このように思っております。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） その意見もよくわかります。私、今、青いエプロンのめいちゃんの活動をしていると言いました。この活動時に、昔の博愛病院の感覚で来たが、ほかと比べたら変わっている。イメージアップが図られ、病院の対応もよくてびっくりしたとメンバーの1人の方に話されたそうです。こんな言葉や、ありがとうという言葉을 いただいてこそ、ボランティア冥利に尽き、お役に立っているんだ、また頑張ろうという気持ちになれるねというのが、私たちめいちゃんグループ全員の思いです。

また、病院長がメイプル大学で内視鏡を使っての手術の様子をビデオで見せてくださった。そんなすごいことをされる病院なら安心できる。また、おたっしやクラブで総合病院の参与、福田先生の医療やケアのお話で、健康の大切さがよくわかりありがたいといったようなことも、私たちはよく聞きます。この病院の先生方も外へ出られて、宍粟の地域医療を守るため、病院をアピールされるのが大切かなと、1年4カ月のめいちゃん活動を通して感じております。

ほんとにボランティアと言いますのは、何げない会話の中から人と人とのつながりは広がっていくものだとも確信しております。お互いがいたわる気持ちになれるよう、その輪をさらに広げ、住みよい宍粟市に変えたいものと思います。ボランティア活動、宍粟市でももっともっと盛んになるよう、市長のほうからもまたよろしく願いいたします。これは強制するものではありませんけれども、先ほどおっしゃいました。

それでは、ホームページのことについて、お尋ねをいたします。

先ほど部長が、システム改修などユーザーの快適性などから削除しておりますとおっしゃいましたが、今回の削除という行為の本質は、市のホームページや広報の持つ重要性への認識不足、市の考えの甘さにあると思います。市の市民へ対するお

ごりであり、なぜ削除されたかではなくて、いつ、なぜそうしなければならなかったかを私はお尋ねするものであります。例えば2009年11月号に対して、指摘や申し入れを受けられたから削除されたのですか。もう一度お伺いいたします。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） それは平成21年11月号の広報のことかなというふうに考えておりますけども、その意図は全くございません。今回、広報の削除とともに、台風の災害の状況の写真をずっとホームページの中に入れておりました。その容量も多いということで、並行してその分についても削除をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） もっともらしい御返答でございましたが、私、納得いきません。大きなところではNHKのホームページ、平仮名で「みちしる」と検索しますと、日本の見たいところの風景が見られるようになっております。また、この近隣の姫路市では、姫路市広報を昭和25年5月号以降、すべての広報紙がホームページ上に公開されております。たつの市は合併後、平成17年10月号以降、すべて公開。佐用町では佐用町の合併後の平成17年10月号以降、すべての広報紙と合併前の旧町の広報紙も公開されております。平成23年3月号までの市広報削除は、宍粟市の歴史、文化を閉ざしてしまったことにほかならないと思います。何よりも情報公開の原則に反し、市民の知る権利をないがしろにしていると私は思います。市長の御見解はいかがでございましょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） できるだけいろんなものを載せていくというのが基本でございますが、技術的なことで、先ほど担当のほうから説明があったわけでありまして。ホームページといえども、やっぱりニュース性もある程度必要でございますし、技術的なことは私はわかりませんが、今申し上げたとおりだというふうに報告も受けております。ホームページをもう少しインパクトの強い見やすいものにとということでいろいろ改善を加えているところでありますが、広報紙については以上のようなところであります。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） 運営上の観点よりいろいろ難しいとおっしゃっておられますけれども、常々市長は開かれた行政を推進すると言われております。平成22年4

月27日、第1回目の宍粟市自治基本条例検討委員会が開催されました。その中で、検討委員会の協議内容等については、住民周知方法として、広報しろう、市ホームページに掲載、ふれあいミーティングなど情報の提供をするとうたわれております。情報公開の原則からも、合併後の市広報再掲載、公開を私は強く要望いたします。再度確認させていただきますが、ホームページに再掲載の意志はございませんでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今おっしゃいましたように、いろんな会議の会議録等もできるだけ速やかに広報紙なり、あるいはまたホームページ等でも公開をいたしております。そういうことで、今、再掲できるのかどうか、容量がどうなのかということは私わかりませんので、また一度調べたいとは思いますが、過去の広報紙については原本がそれぞれ保管をしてありますので、それらについては要請があればいつでもコピーなりできるというふうにいたしております。そういうことも含めて、一度できるのかできないのかは調べてみたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） 多分保管しているから必要とあればそれを言ってくださいと、市長おっしゃると思っておりました。私、それもいいことではありますけれども、市ホームページに広報を載せるほうがよっぽど皆さん早く見ることができるんですよね。そのほうが本当に楽なんです。

それで私、市長に言いたいんですけれども、宍粟市の広報に自信を持っていただきたいと私は思います。近隣の広報に一步も引けをとらない広報だと私は思っております。以前、市の広報課のほうにも感謝のメールが届いておりました。私、読ませていただきました。そして、この広報作成担当職員の方の努力もすばらしいと私は認めております。私は20年以上朗読ボランティアのほうに携わってきておりますから、率直な感想です。宍粟市の広報は劣っていると市長は思っておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 聞かれれば劣っているとは言えませんし、いい広報ではないかと私は思っておりますが。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） いい広報なんですよね。日本一とまでは言わなくても、はい。

余談になりますけれども、平成22年5月1日から12日にまちづくりアンケートが実施されまして、回収率53.3%の意見結果です。その中で2,300人配布され、1,225の有効回収でございましたけれども、毎月発行の広報紙、市ホームページ、しそ暮らしのガイドブックなどで必要情報は入手できているかいないかの質問の中で、入手できている、どちらかと言えばできているが67.1%、入手できていない、どちらかと言えばできていないが28.9%、少なくとも67%の市民は、市広報やホームページから情報を得ているわけです。市民のこの思いを大切にしてほしいと私は思いますが、市長のお考えはいかがでございましょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 大切にするということについては一緒でございしますが、先ほど申しました技術的なこと、それからアクセス数等もまた調べてみたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） ぜひ調べていただきたいと思います。

それで、平成21年3月に作成されました市民憲章の前文です。「わたしたちの宍粟市は、豊かな森林（もり）と清流、そして悠久の歴史と文化のもとで発展してきたまちです。わたしたちは、かけがえのないこのふるさとを誇りとし、未来に輝く宍粟市の創造を目指して、次のことを誓います。守っていききたい四季を織りなす豊かな自然、伝えていききたい祖先のあしあと先人の知恵、大切にしたい敬うこころ支え合いの輪、育てていききたい宍粟を築くかがやく笑顔」。いま一度、市民憲章に込められた思いを思い起こすべきではありませんか。どうでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 何が言いたいんですか。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） 広報を削除された市民の知る権利も奪われております。情報提供していただきたい、だから広報をホームページ上に再掲載していただきたいと言っております。はい。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほど申し上げたとおりです。古いやつがほんとにということであれば、それはまた申し出いただいたらいいですし、旧町時代のものについてはどうかわかりませんが、残してあるものもあるだろうと思いますが、そうしたことの図書と同じような扱いで、一覧といったようなものもつくってもいいのかなと、

そんなことも思っております。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） 図書とか一覧とかね、面倒くさいことを今は言ってもらいたくないと思うんです。インターネットの時代、もうホームページ、ホームページって事あるごとに言っておられます。そういったことで、私はホームページ上に再掲載をしていただきたいのです。

市長はこの定例会初日に、地方自治法一部改正に伴う市民への理解、伝達方法について、情報共有は大切なことであり、システムをつくっている。保存版や委員会議事録など公表していると言われました。その思いをお持ちであるならば、ぜひ再掲載を希望いたします。アクセス数など調べた上で、もう一度御検討いただきたいのですが、いかがでございましょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほど言いましたように、技術的なことは私わかりませんので。調べますと言ってんですから。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） 調べていただいて、技術的に問題なければ再掲載をしていただきたいと思っております。

それと、先ほど総務部長さんに回答をいただきまして、職員接遇についてのお尋ねでございませう。北庁舎にワンストップで努める、今後も改善を図る。また係長職の研修を行うという御回答をいただきました。私は常々、市役所とは市民のために役に立つ人のいるところと言われた市長がおられました。住民との接触で、窓口や電話の対応、あいさつから始まり、その印象は市役所全体の批判の対象ともなります。どこのどなたとは言いませんが、全体の奉仕者であるという緊張感を持っていただきたい、そう思っております。また、ことは節電要請が出ました。暑い中、縛られない自由な服装で業務に専念されてはおりましたが、公共性の極めて高い市役所であります。明るい清潔感あふれた一定程度の規律ある服装も大切であると、私は考えております。市長はあいさつによる市民への接遇、奉仕感などについて、どのようにお考えでございましょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 接遇につきましては、いつもそういったことを指示をしたり、明るい対応をするようにということはいつも指示してるところであります。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） 明るい職場づくりにお互い努めたいものだと思っております。

自治大学校についてでございますけれども、この自治大学校といいますのは、行政の仕組みを学び、公共のために自分たちが何ができるか、その意識を高めるいい研修の場ではないかと私は思っております。ともに市民と歩み、学び、教える、これが今からの行政マンに求められる市政だと私は思っております。意欲的な行政推進のため、職員の社会教育の場、構築していただきたいと思っております。先ほど部長より、平成24年度入学に向け、4コース希望を募っていると明るいお言葉をいただきました。期待いたしております。

私、先ほどお気にさわる生意気な表現のお尋ねをしたかもしれませんが、今後とも、市民の意見も十分にお聞き届けいただき、一般常識から離れた市役所内の倫理、市役所内の身内意識で手を抜いてもらったりすることのないよう、また、すべてにおいて上から目線の行政が展開されることのないよう、明るい宍粟市行政の推進を期待いたしております。

今さらに言わなくても、今にらんでおられるんですけれども、天の顔です。自然豊かな宍粟には、大小さまざまなドジョウもウナギも金魚も、揖保川の尺アユまでそろっております。みんなで力を合わせ、すべてにおいて、たっぷりと実り多い宍粟の秋を、この先十分実感できる日が続きますよう祈念し、質問を終わります。皆様、お疲れさまでございました。

○議長（岡田初雄君） 以上で、10番、大倉澄子議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は9月16日午前9時30分より開会します。

本日は、これにて散会といたします。

御苦労さまでございました。

（午後 4時47分 散会）